

施策 1 生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します

現状と課題

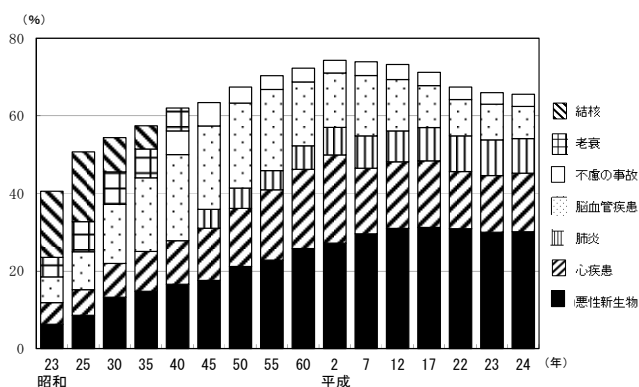
[現 状]

- ・平成 24 年における市民の平均寿命と健康寿命^{*}の差は、男性 1.32 年、女性 3.38 年となっています。
- ・平成24年における市民の死因については、上位から、悪性新生物（がん）、心疾患、肺炎、脳血管疾患の順となっており、市民の3人に1人ががんにより亡くなっています。
- ・本市の精神疾患の患者数は平成23年患者調査から約5万8千人と推計されます。また、自殺はうつ病などの精神疾患と関係が深いとされています。本市の自殺者数は平成10年に336人から512人に急増して以降、400人台の高い水準のまま推移しています。なお、本市の人口10万人当たりの自殺者数を見ると、平成24年は17.9であり、全国平均の21.0を下回っています。

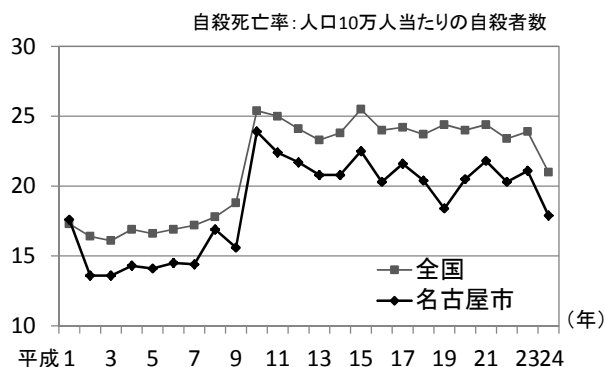
[課 題]

- ・健康で心豊かな生活を送る上で、生涯にわたり健康であることは重要な要素であり、そのためには、生活習慣の改善やワクチンの接種など一人ひとりが予防に取り組むことが必要です。がんをはじめとする生活習慣病は、早期発見・早期治療が重要であり、対策を総合的に推進することが求められています。
- ・うつ病などの精神疾患は誰でもかかる可能性があり、こころの健康づくりが重要な課題となっています。また、自殺者数の減少に向け、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などをはかるとともに、自殺の危険性のある人に対して早期に対応することが求められています。

●上位 5 死因の総死亡に対する割合の推移



●自殺死亡率の推移



^{*}健康寿命：さまざまな定義があるが、本計画においては、介護保険の情報に基づく「日常生活動作が自立している期間」とする。

施策の展開

1 健康づくり・予防医療の推進

健康的な食生活や運動の実践など生活習慣の改善に向け、市民の予防意識の向上をはかるとともに、がんの早期発見に有効ながん検診の受診率の向上につとめます。さらに、予防接種についても取り組みをすすめ、感染症の予防につとめます。

2 こころの健康づくりと自殺対策の推進

精神疾患は適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であるという認識を広め、こころの健康づくりを促進します。また、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などをはかる「自殺の予防」、自殺のサインを見逃さず未然に防ぐ「自殺の防止」および「^{のこ}遺された方への支援」の3つの視点に立って、自殺対策を推進します。

成果指標				
	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	平均寿命と健康寿命の差	男性 1.32 年 女性 3.38 年 (24 年)	縮める (30 年)	縮める (40 年)
2	がん検診受診率 ①胃がん ②大腸がん ③肺がん ④子宮がん ⑤乳がん ⑥前立腺がん	がん検診受診率 ①：10.2 % ②：22.5 % ③：18.3 % ④：51.5 % ⑤：35.3 % ⑥：28.0 % (24 年度)	がん検診受診率 ①：34% ②：39% ③：37% ④：59% ⑤：44% ⑥：41%	がん検診受診率 ①：50%以上 ②：50%以上 ③：50%以上 ④：65%以上 ⑤：50%以上 ⑥：50%以上
3	自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）	17.9 (24 年)	13 (30 年)	13 以下 (40 年)

関連する個別計画

◆健康なごやプラン21（第2次） ◆食育推進計画（第2次）

施策を推進する事業

1 健康づくり・予防医療の推進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
任意予防接種費用の助成	予防医療の推進の一環である、予防接種に関する事業として、後遺障害・重症化の恐れのある感染症予防をはかるため、ロタウイルスなどの任意予防接種について助成を実施	実施	実施	健康福祉局
食育の総合的推進	市民、関係機関、団体、行政などがそれぞれの役割のもと連携し、食育に関する啓発や食生活改善に向けた取り組みなどの事業が円滑に行われるよう、食育推進計画に基づき、情報の収集・発信、活動機会の提供、協働事業などの総合調整を行うことにより、食育を総合的に推進	推進	推進	健康福祉局
歯科保健対策の推進	乳幼児期から高齢期までの歯科検診により、歯科疾患の早期発見・早期治療をはかるとともに、歯科疾患予防の知識の普及、フッ化物応用、歯科相談など歯科保健対策を総合的に推進	推進 歯科保健指導 103,838 件 歯周疾患検診 14,100 人	推進 歯科保健指導 〔519,190 件〕 歯周疾患検診 〔89,500 人〕	健康福祉局
がん対策の推進	がんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）を実施するとともに、がんに関する正しい知識の普及啓発によるがん予防など、がん対策を総合的に推進	ワンコインがん検診などががん検診の実施 がん検診ガイドの配布 がん相談・情報サロンの運営	ワンコインがん検診などががん検診の実施 がん検診ガイドの配布 がん相談・情報サロンの運営	健康福祉局

健康増進事業の推進	生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上をはかるため、健康なごやプラン 21（第 2 次）に基づき、栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ対策などに関する支援、普及啓発、情報提供などの健康増進事業を推進	推進	推進	健康福祉局
特定健康診査・特定保健指導の実施	国民健康保険の被保険者を対象に、糖尿病などの生活習慣の発症や重症化予防をはかる健康診査および保健指導を実施	実施	実施	健康福祉局
健康・交流広場（ウエルネスガーデン）の整備	保健・医療・福祉の総合的エリア「クオリティライフ 21 城北」内に、健康づくりを支援する健康・交流広場（ウエルネスガーデン）を整備	設計	開設	健康福祉局

2 こころの健康づくりと自殺対策の推進

事業名	事業概要	現況 （②⑤時点の状況）	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
自殺対策事業	うつ病などについての正しい知識の普及啓発やこころの悩みの解決などをはかり、あわせて遺された方への支援を行うため、こころの健康フェスタやこころの健康（夜間・土日）無料相談、自死遺族相談などの事業を実施	実施	実施	健康福祉局

施策 2 適切な医療を受けられる体制を整えます

現状と課題

[現 状]

- ・入院を必要としない軽症患者が、重症患者や重篤患者に対応する救急医療機関へ集中しており、救急医療体制※に影響をおよぼしています。
- ・救急医療体制のうち特に小児科・産婦人科については、小児救急ネットワーク758※（小児の救急医療体制）、第二次救急医療体制へ参加する医療機関の確保が困難な状況にあります。
- ・高齢化の進展にともない、高齢者の救急搬送件数が増加しています。
- ・地域の医療計画に盛り込むべき事項として、5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害時における医療、周産期医療、小児医療など）が国から指定されています。

[課 題]

- ・市民に症状に応じた適切な医療機関を選択してもらい、救急医療体制を確保することが重要です。あわせて、開業医と病院の機能分担や連携強化を一層すすめていく必要があります。
- ・市立病院は、救急医療、小児・周産期医療、災害・感染症医療など、民間医療機関による提供が必ずしも十分でない政策的な医療に積極的に取り組むとともに、地域医療機関との適切な機能分担と連携を強化する必要があります。
- ・多様化する医療ニーズに対応し、質の高い医療を提供するためには、最先端の医療が求められます。

●第二次救急医療体制（病院群輪番制）診療実績

年度	取扱患者数 (人)	入院外来別内訳(人)		診療科目別内訳(人)						
		入院	外来	内科	小児科	外科	産婦人科	眼科	耳鼻 咽喉科	その他
20	95,982	15,737	80,245	36,962	18,993	9,411	3,371	1,377	6,615	19,253
21	151,718	22,695	129,023	55,513	40,868	10,267	4,301	1,665	10,143	28,961
22	149,035	23,891	125,144	56,982	34,391	9,867	4,354	1,546	9,366	32,529
23	151,034	25,123	125,911	58,176	36,740	10,464	4,138	1,598	8,820	31,098
24	152,443	26,153	126,290	59,405	35,249	10,471	4,339	1,779	9,049	32,151

出典：名古屋市健康福祉年報（事業編）

救急医療体制：（第一次体制）風邪や急な発熱といった軽症患者に対応、（第二次体制）入院や緊急手術が必要な重症患者に対応、（第三次体制）高度な治療を要する重篤患者に対応

小児救急ネットワーク 758：小児科における、入院や高度な治療が必要な患者に対応するための体制

めざす姿

いつでも安心して適切な医療を受けることができる

施策の展開

1 救急医療体制の確保

時間外や休日などでも必要な医療サービスを受けられるよう、救急医療体制（第一次、第二次、第三次）を確保するとともに、開業医と病院の機能連携をすすめるため、市民が普段から安心して気軽に自分の健康状態について相談できる「かかりつけ医」を持つことの普及啓発を行い、医療機関の適正受診を促進します。

2 市立病院における医療機能の強化

救急医療、小児・周産期医療、災害・感染症医療の充実・強化につとめるとともに、がん、心臓血管疾患、脳血管疾患にかかる医療機能を強化します。また、東部医療センター・西部医療センターにおいては、地域医療支援病院[※]として、地域の医療機関と緊密な連携をはかるなど、市民に信頼され、安心して受診できる医療を提供します。

3 最先端の医療の提供

市立大学病院においては、地域の中核的な役割を担う医療機関として、すぐれた見識と技能を持つ医療人を育成するとともに、最先端の医療や急性期の医療を担う特定機能病院としての役割を果たします。

名古屋陽子線治療センターにおいては、患者の症状などに基づき適切な治療方法を検討するがん診療連携協議会[※]を行い、生活の質にすぐれた最先端のがん治療法を提供します。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	適切な医療が受けられると感じる市民の割合	84.5% (25 年度)	90%	90%以上
2	かかりつけ医を持つ市民の割合	61.5% (25 年度)	65%	70%
3	市立病院における救急搬送件数	9,499 件 (25 年度)	12,600 件	12,600 件

関連する個別計画

◆名古屋市立病院改革推進プラン ◆公立大学法人名古屋市立大学第二期中期目標

地域医療支援病院：かかりつけ医などへの支援を通じて地域に必要な医療を確保する施設

施策を推進する事業

1 救急医療体制の確保

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
救命救急センターの運営	重篤患者を受け入れるため、第三次救急医療機関である市立大学病院において24時間体制で救命救急センターを運営	運営	運営	総務局
救急医療体制の確保	平日時間外や休日でも必要な医療サービスを受けられるよう、休日急病診療所、第二次救急輪番制および「小児救急ネットワーク758」などへ参加する医療機関への運営補助により救急医療体制を確保	第一次救急医療体制（軽症患者の対応） 平日 4 か所 休日 17 か所 第二次救急医療体制（重症患者の対応） 平日 11 か所 休日 16 か所	第一次救急医療体制（軽症患者の対応） 平日 4 か所 休日 17 か所 第二次救急医療体制（重症患者の対応） 平日 11 か所 休日 16 か所	健康福祉局
医療機関の適正受診や「かかりつけ医」を持つことの普及啓発	第二次・第三次救急医療機関の軽症患者集中による負担を軽減するため、市民にかかりつけ医をもち、適正な受診を行うことを普及啓発	実施	実施	健康福祉局
精神科救急情報センターの運営	精神障害者の地域生活の安定と症状の重篤化の軽減をはかるため、精神障害者およびその家族などからの電話による緊急的な精神医療の相談を365日24時間体制で実施	実施	実施	健康福祉局
休日急病診療所等の改築補助	本市の第一次救急医療体制を担う、名古屋市医師会などが設置・運営する各休日急病診療所などは、建設後30年余が経過していることから、市民が利用しやすい施設とするため、順次改築補助を実施	実施	実施	健康福祉局

2 市立病院における医療機能の強化

事業名	事業概要	現況 (㉔時点の状況)	計画目標 〔㉔～㉔の事業量等〕	所管局
東部医療センターにおける医療機能の強化	救急医療、心臓血管疾患や脳血管疾患にかかる医療、災害・感染症医療などの医療機能を強化するため、救急・外来棟および新病棟を整備するとともに、地域医療支援病院として、地域の医療機関と緊密な連携を実施	第二次救急医療の実施 救急搬送件数 年間 6,361 件 救急・外来棟の整備 工事中 新病棟の整備 基本設計・実施設計 紹介患者に対する医療の提供などによる地域の医療機関との連携を実施	救急・外来棟開設による第二次救急医療の実施 救急搬送件数 年間 6,500 件 救急・外来棟 開設 新病棟 工事完了 病院の病床や医療機器の共同利用を推進し、地域の医療機関との連携を強化	病院局
西部医療センターにおける医療機能の強化	小児・周産期医療、消化器系がんに重点をおいたがん医療、災害医療にかかる医療機能などを強化するとともに、地域医療支援病院として、地域の医療機関と緊密な連携を実施	小児科をはじめとする第二次救急医療の実施 地域周産期母子医療センターとして、母体・胎児や新生児に対する専門的な治療を実施 新生児搬送件数 年間 118 件 紹介患者に対する医療の提供などによる地域の医療機関との連携を実施	小児科をはじめとする第二次救急医療体制の充実 地域周産期母子医療センターとして、母体・胎児や新生児に対する専門的な治療を充実 新生児搬送件数 年間 175 件 病院の病床や医療機器の共同利用を推進し、地域の医療機関との連携を強化	病院局

3 最先端の医療の提供

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③⑩の事業量等〕	所管局
市立大学病院における最先端医療の提供	最先端の医療を提供するとともに、国が定める先進医療に関する患者負担への補助を実施	実施 総合周産期母子医療センターの指定に向けての準備	実施 総合周産期母子医療センターの指定	総務局
市立大学病院における地域医療機関等との機能分担・連携	地域の中核的な役割を担う医療機関として地域医療の質の向上をはかるとともに、市立病院を含む地域の医療機関などとの機能分担・連携を推進	実施 患者紹介・逆紹介の推進 紹介患者数 年間 17,363 人 逆紹介患者数 年間 16,853 人	実施 患者紹介・逆紹介の拡大	総務局
市立大学における医療人の育成	最先端の医療を担うすぐれた医療人を育成するため、基礎から高度な医療まで幅広く対応できる研修医の育成・教育を実施するとともに、医・薬・看護学部の学生に対しても、より高度な知識を習得できるよう教育を実施	実施	実施	総務局
陽子線治療センターにおける最先端の医療の提供	高齢化の進展などにともない、がんを患う市民の増加が推測される中で、からだにやさしく、社会生活との両立が可能で、治療後に早期の社会復帰がしやすい、がん治療法である陽子線治療を提供	陽子線治療の実施 陽子線治療患者数 年間 286 人	陽子線治療の実施 陽子線治療患者数 年間 700 人	病院局

施策3 安心して介護を受けられるよう支援します

現状と課題

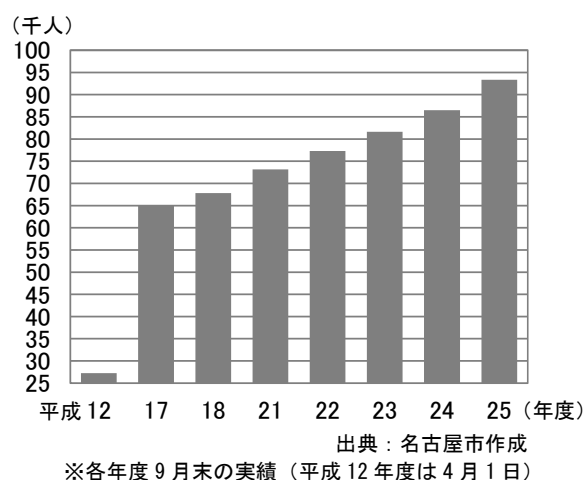
[現 状]

- ・要支援・要介護認定を受けている人は約9万5千人（平成26年3月末）に上っており、平成12年4月の介護保険法施行時に比べ3倍を超える状況となっています。
- ・高齢者の多くは支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活することを希望しています。
- ・依然として特別養護老人ホームへの入所申込者が多いなど、在宅での生活に不安のある高齢者は今後も増加すると見込まれます。
- ・介護サービス事業所数はこれまで順調に伸びています。

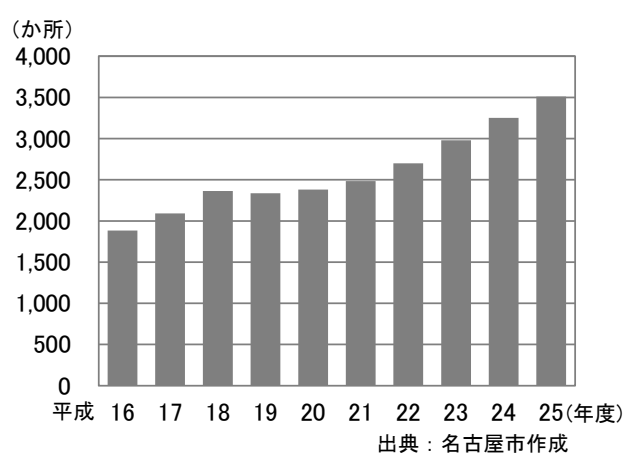
[課 題]

- ・支援や介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、身近な地域できめ細かいサービスを受けられることが必要です。
- ・常に介護が必要で、在宅での生活が難しい高齢者には、日常生活を支援する場の提供が必要です。
- ・介護サービスを提供する基盤の充実をはかるとともに、安心して介護サービスを受けられるよう、職員やサービスの質を向上していくことが重要です。

●要支援・要介護者の推移



●介護サービス事業所の推移



めざす姿

介護が必要になったときに安心して介護を受けることができる

施策の展開

1 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活するための支援

小規模多機能型居宅介護※、複合型サービス※ならびに定期巡回・随時対応型訪問介護看護※などの地域密着型サービス※や、訪問介護、通所介護などの在宅サービスの充実をはかります。

2 在宅での生活が難しい高齢者への支援

在宅での生活が難しい高齢者に対する特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの、施設・居住系サービス※の整備をすすめます。

3 介護サービスの質の向上

介護が必要な高齢者に良質なサービスが提供できるよう、事業者への研修や事業者・利用者それぞれの評価を通じて、職員やサービスの質の向上をはかります。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	小規模多機能型居宅介護および複合型サービス事業所数	76 か所 (25 年度)	100 か所	150 か所
2	利用している介護サービスに関する満足度	96.5% (24 年度)	96.5%	96.5%

関連する個別計画

◆はつらっ長寿プランなごや2012

小規模多機能型居宅介護：「通いサービス」を中心に「宿泊サービス」や「訪問サービス」を組み合わせたサービス

複合型サービス：小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：日中や夜間を通じ、訪問介護と訪問看護が連携し定期巡回と随時対応を行うサービス

地域密着型サービス：できる限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するための、夜間対応型訪問介護や小規模多機能型居宅介護などのサービス

施設・居住系サービス：特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに、認知症高齢者グループホームや介護専用型特定施設を加えた施設に入所して受けるサービス

施策を推進する事業

1 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活するための支援

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
小規模多機能型 居宅介護事業所 の整備補助	社会福祉法人、医療法人、NPO 法人の行う小規模多機能居宅介護事業所の整備に対して補助を実施	実施 事業所数 2 か所	実施 事業所数 〔10 か所〕	健康福祉局

2 在宅での生活が難しい高齢者への支援

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
特別養護老人ホームの整備補助	在宅での生活が困難な高齢者の処遇向上をはかるため、特別養護老人ホームの整備に対して補助を実施	実施 運営数 累計 86 か所 定員 累計 6,842 人	実施	健康福祉局

3 介護サービスの質の向上

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
福祉・介護人材育成支援事業	福祉・介護従業者の定着促進をはかるための研修事業の実施や、事業者が行う人材確保事業に対し経費の一部助成を実施	実施	実施	健康福祉局
介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業	介護サービスの問題点を把握し運営を改善するため、サービスの提供者と利用者がそれぞれ評価する事業を行う事業者の連絡組織の支援を実施	実施	実施	健康福祉局
介護事業者への指導	介護サービスの質を確保するため、介護サービス事業者への指導を実施	実施	実施	健康福祉局

施策4 高齢者が生きがいを持って暮らせるよう支援します

現状と課題

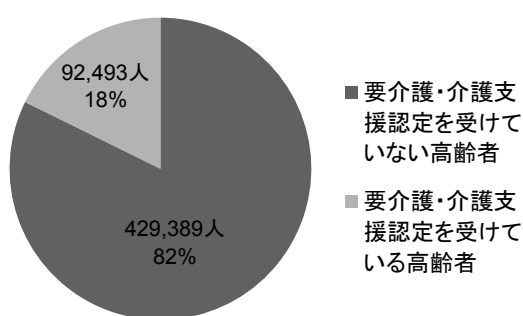
[現 状]

- ・本市をはじめとする都市部においては、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年頃までに、他の地域と比較して急激に高齢化がすすみ、特に75歳以上の高齢者が急増すると考えられています。
- ・要介護・要支援認定を受けず、おおむね健康で自立した日常生活を営んでいる高齢者は、高齢者全体の約8割を占めています。
- ・団塊世代の多くは、退職後の就労意欲が高く、地域における社会活動への参加意欲もあり、培った能力や経験を生かすことを望んでいます。

[課 題]

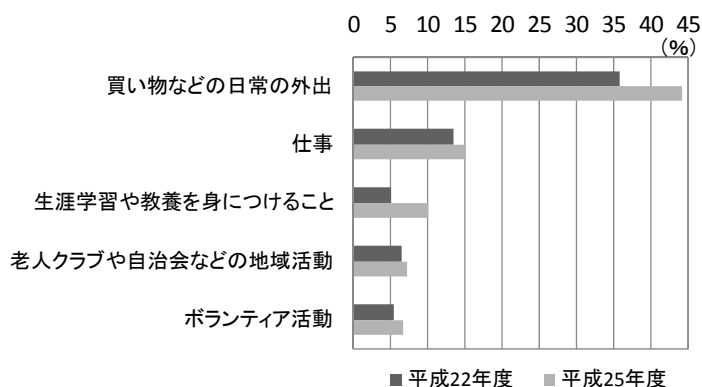
- ・高齢者になっても健康で自立した日常生活を営み、積極的に社会参加できるよう、支援することが必要です。
- ・高齢者が、培った能力や経験を社会の中で最大限生かし、いつまでも生きがいを持ってはつらつと暮らすことのできるような環境づくりが必要です。

●介護を必要としない65歳以上の高齢者の割合



出典：名古屋市作成（平成26年3月末現在）

●現在楽しみや生きがいを感じる事（経年比較）



出典：高齢者一般調査（平成22年9月、平成25年9月）

めざす姿

高齢者が働き、学び、楽しみ、地域活動を行うなど生きがいを持った生活を送っている

施策の展開

1 高齢者の社会参加の支援

今後ますます増加する高齢者が、いつまでも元気に生きがいをもって生活できるよう、学習、趣味など活動のきっかけとなる機会を提供するとともに、さまざまな活動を通して積極的に社会参加できるよう支援します。

2 高齢者の活躍の場の提供

元気な高齢者が、その豊富な知識や経験を生かしながら、社会においてさまざまな役割を担い、引き続き活躍できるよう、就労や地域活動、ボランティア・NPO活動などの場を提供するとともに、関連するさまざまな情報の提供につとめます。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	健康であると感じている高齢者の割合	71.2% (25 年度)	80%	80%
2	就労や地域活動・ボランティア・NPO 活動等に参加している高齢者の割合	46.8% (25 年度)	50%	55%
3	敬老パスによる市営交通機関の 1 日当たり乗車人員	178,211 人 (24 年度)	200,000 人	210,000 人

関連する個別計画

◆はつらつ長寿プランなごや2012

施策を推進する事業

1 高齢者の社会参加の支援

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③⑩の事業量等〕	所管局
敬老パスの交付	高齢者の社会参加を支援するため、65 歳以上の高齢者に、市営交通機関などに乗車できる敬老パスを交付	実施	実施	健康福祉局
老人クラブの活動支援	地域で社会奉仕活動や健康づくり、文化活動などを行う老人クラブに対して補助を実施	実施	実施	健康福祉局
福祉会館の運営	福祉会館を運営し、高齢者の各種相談に応ずるとともに、教養の向上、健康の増進、レクリエーション活動などの機会を提供	実施	実施	健康福祉局

2 高齢者の活躍の場の提供

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③⑩の事業量等〕	所管局
シルバー人材センター事業への補助	高齢者が働くことを通じて生きがい高め、福祉増進と活力ある地域社会を形成することを目的として、会員に臨時的短期的な仕事を提供するシルバー人材センター事業への補助を実施	実施	実施	健康福祉局
高齢者就業支援センターの運営	高齢者が人生の第 2 ステージにおいても社会の担い手として活躍できるように就業に関する相談や情報提供、技能講習などの就労支援を実施	実施 技能講習開催数 20 回	実施	健康福祉局
高年大学 ^{こじょう} 鯉城学園の運営	高齢者の生きがい高め、社会参加を促進するとともに、地域活動の核となる人材を養成するために、高年大学 ^{こじょう} 鯉城学園を運営し、講座、学園行事、クラブ活動などを実施	実施 学科 10 学科 定員 1,136 人	実施 学科 4 コース (全 10 専攻) 定員 1,328 人 (平成 26 年度) 1,520 人 (平成 27 年度～)	健康福祉局

施策5 障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します

現状と課題

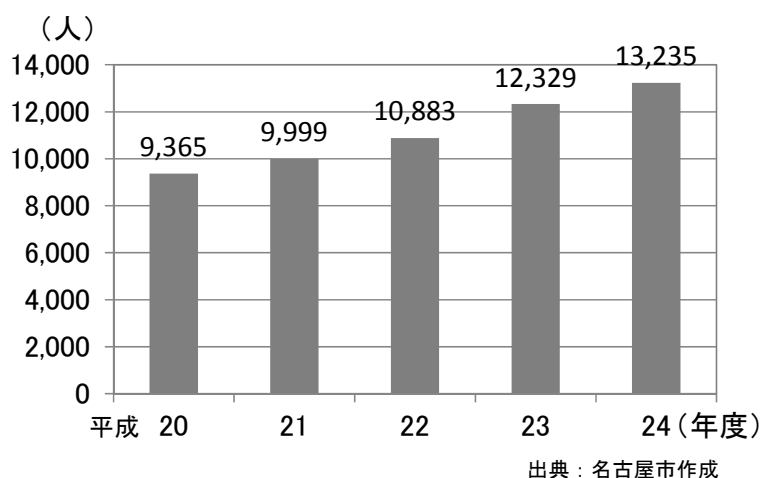
[現 状]

- ・国連総会において採択された障害者権利条約に日本が平成19年に署名した後、障害者基本法の改正をはじめ国内法の整備がすすめられ、平成26年に同条約が批准されました。
- ・障害福祉サービスを受ける障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）とも大きく増加しています。
- ・医療も含めた専門性の高い支援を必要とする、重度障害者や重症心身障害児者の数が増加しています。
- ・就労を希望する障害者は増加してきているものの、現実の雇用や就業状況は大変厳しいものとなっています。

[課 題]

- ・障害者を取り巻く情勢は大きく変化しており、障害の特性に応じた支援が必要となっています。多様なニーズに対応する相談支援や障害福祉サービスの充実などにつとめ、障害者の地域で自立した生活を支援することが必要です。
- ・重度障害者や重症心身障害児者について、本人だけでなく介護者に対しても支援することが求められています。
- ・障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労を通じた社会参加が重要です。

●障害福祉サービス支給決定者数の推移



めざす姿

障害者が必要な支援を受けながら、自らが希望する生活を送っている

施策の展開

1 地域における自立した生活の支援

必要な障害福祉サービスなどを適切に利用できるよう相談支援事業を充実するとともに、地域での生活を支える居住の場や日中活動の場の確保、在宅での介護や外出時の支援など、サービスの充実をはかります。また、障害者の権利擁護や意思疎通支援の充実につとめ、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整えます。

2 重症心身障害児者への対応

在宅の重症心身障害児者が、引き続き地域で生活するため、生活介護など日中活動の場の拡充などをはかります。また、重症心身障害児者の生活の支援として、医療的ケアや専門的療育の充実をはかります。

3 障害者の就労の促進

一般企業などへの障害者の就労の促進をはかるため、職場開拓など一般企業へのはたらきかけを通し、就職や職場定着などの支援をすすめるほか、障害者雇用促進企業*の増加につとめます。また、工賃などの向上をはかるため、障害者就労施設等の製品の利用を促進します。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	ホームヘルプサービスを利用して地域で生活する障害者の数	4,692 人 (24 年度)	8,000 人	12,000 人
2	在宅重症心身障害児者の日中活動（通所サービス）の利用率	84.8% (25 年度)	88%	90%
3	市内の障害者雇用促進企業認定数	54 件 (25 年度)	76 件	120 件

関連する個別計画

◆障害者基本計画（第3次） ◆第3期障害福祉計画

障害者雇用促進企業：障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用率（2.0％）を超える割合（4.0％以上）で障害者を雇用している企業として本市が認定する企業

施策を推進する事業

1 地域における自立した生活の支援

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
障害福祉サービス事業者等への整備・運営補助	居住の場や日中活動の場を確保するため、これらの施設の整備や運営を行う事業者に対する補助を実施	整備補助の実施 1 か所 運営補助の実施	整備補助の実施 〔11 か所〕 運営補助の実施	健康福祉局
障害者基幹相談支援センターの運営	すべての障害を対象とする地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務などを実施	開設準備	開設・運営 各区 1 か所	健康福祉局
障害者虐待相談支援事業	障害者虐待の専門相談窓口である障害者虐待相談センターの運営や虐待時などに備えてあらかじめ短期入所ベッドを確保する事業などを実施	実施	実施	健康福祉局
障害者に対する意思疎通支援	障害者の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業や派遣事業などを実施	実施	実施	健康福祉局
障害者医療費助成	障害者の福祉の増進をはかるため、一定以上の障害がある方に対し、医療費自己負担分を助成	実施	実施	健康福祉局
難病患者の療養生活支援	療養生活を送る難病患者および介護する家族を支援するため、相談事業などを実施	実施	実施	健康福祉局

2 重症心身障害児者への対応

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
通所施設での重症心身障害児者等の受け入れ	在宅の重症心身障害児者などの日中活動の場を拡充させるため、生活介護などの通所施設において重症心身障害児者などの受け入れを行った場合に補助を実施	実施	実施	健康福祉局

重症心身障害児者施設の整備・運営	重症心身障害児者が安心して生活できるよう、医療的ケアや療育を実施する入所施設を整備・運営	重症心身障害児者施設 着工	重症心身障害児者施設 開設・運営	健康福祉局
------------------	--	---------------	------------------	-------

3 障害者の就労の促進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
障害者就労定着支援事業	障害者の一般就労の促進および定着をはかるため、就労定着のための支援を行った就労移行支援事業所などへの補助を実施	実施	実施	健康福祉局
障害者就労支援センター等への運営補助	障害者の一般就労の促進をはかるため、障害者の就労支援を行うとともに、それにとりまう日常生活上の相談支援を一体的に行う障害者就労支援センターおよび障害者雇用支援センターへの運営補助を実施	実施	実施	健康福祉局

施策 6

地域住民が互いに助けあい、安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめます

現状と課題

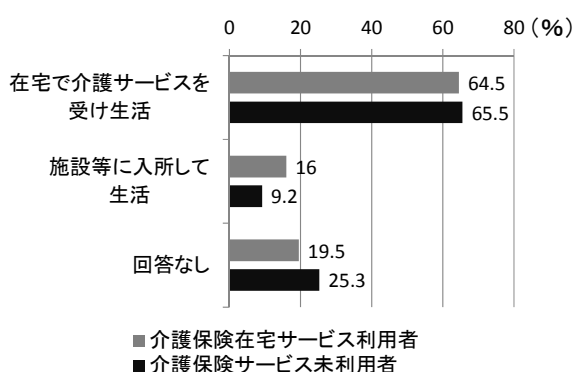
[現 状]

- ・少子化・高齢化がすすみ、市内人口に占める14歳以下の子どもの割合は12.8%、高齢者の割合は22.9%（ともに平成25年10月1日現在）になっています。また、ひとり暮らし高齢者や、要介護・認知症など支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、多くの高齢者は、できる限り住み慣れた在宅での生活を希望しています。
- ・地域における人と人とのつながりが希薄化する中、コミュニティ機能は低下しています。また、孤立・虐待防止など求められるニーズは複雑・多様化している一方で、これらに関わる地域福祉の担い手は不足しています。
- ・平成25年度実施したアンケート調査では、地域での助けあいや支えあい活動に「活動したい」と回答した方が、高齢者・若年者ともに5割以上を占めています。

[課 題]

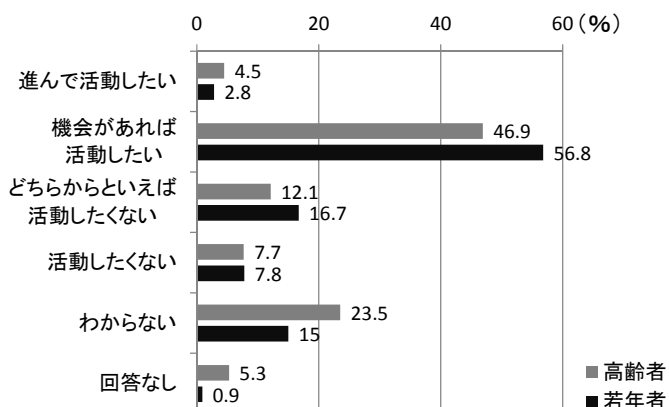
- ・団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年をめぐり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための地域の体制づくりが喫緊の課題です。
- ・地域活動に参加意欲のある方を実際の活動参加に結びつけ、地域福祉の担い手を増やすとともに、地域住民がお互いに助けあうための仕組みづくりをすすめる必要があります。

●今後の生活の希望



出典：介護保険在宅サービス利用者調査・介護保険サービス未利用者調査（平成25年）

●地域での助けあいや支えあい活動への意欲



出典：高齢者一般調査・若年者一般調査（平成25年）

めざす姿

地域住民が住み慣れた地域で助けあい、安心して尊厳のある生活を送ることができる

施策の展開

1 地域包括ケアシステムの構築

医療、介護、介護予防、生活支援、住まいに関するサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を推進し、在宅医療や介護の連携の仕組みづくりや、多様な主体による生活支援サービスの提供、認知症の疑いのある方に対する早期サポート体制の構築をすすめます。また、認知症の方や介護する家族に対する支援の充実をはかります。

2 地域福祉の推進

地域において地域住民が互いに助けあう仕組みづくりをすすめ、高齢者や子育て中の親、障害者などが地域で孤立することのないようにしていきます。また、福祉の担い手を増やし、NPO やボランティア団体など、多様な主体が活動できるよう支援していきます。

また、これらを計画的にすすめるため、新たな「地域福祉計画」の策定をすすめます。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる高齢者の割合	63.3% (25 年度)	70%	75%
2	地域力の再生による生活支援推進事業の実施 区数	8 区 (25 年度)	16 区	16 区
3	認知症サポーター養成講座受講者数	51,717 人 (25 年度)	80,000 人	140,000 人

関連する個別計画

◆なごやか地域福祉2005 ◆はつらつ長寿プランなごや2012

施策を推進する事業

1 地域包括ケアシステムの構築

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
地域と育む未来医療人「なごやかモデル」事業	AIP※社会の医学・医療の発展と向上を担う人材を養成するため、緑区の鳴子団地において、市立大学の学生や若い医師などと住民の協働により AIP コミュニティづくりを関係行政機関などと連携しながら実施	文部科学省補助事業に採択・着手 コミュニティ・ヘルスケア教育研究センターの開設	実施 コミュニティ・ヘルスケア教育研究センターの本格稼動	総務局
地域ケア会議等推進事業	各区で実施する地域ケア会議において、区役所・保健所・いきいき支援センター職員、医療関係者、介護関係者、地域住民など多職種が協働し、地域の高齢者の生活実態の把握や、孤立防止、虐待の早期発見などの課題を解決するための地域包括支援ネットワークの構築や、高齢者の個別の課題分析などを行うことによる地域課題の把握を実施	実施	充実	健康福祉局
在宅医療・介護連携推進事業	高齢者の退院や急性期医療からの早期在宅復帰を実現する体制整備、受け皿となる地域の病床や再入院をできる限り防ぐための在宅サービスの充実、在宅などでの看取り体制の強化などの在宅医療にまつわる課題に対応するため、在宅医療と介護の連携を推進	検討	「在宅医療・介護連携推進会議」を設置 ICT※による連携ツールの活用を検討 医療機関と介護事業者の連携の仕組みなどの構築	健康福祉局

AIP（エイジング・イン・プレイス）：住み慣れた地域で豊かな老いを迎えることができ、健康問題を抱えてもその人らしく暮らすことができること

ICT：情報通信技術。単なる情報技術ではなく、多様で自由かつ便利な「コミュニケーション」が実現するという、情報通信技術におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確に示したもの。

地域力の再生による生活支援推進事業	ひとり暮らし高齢者などが抱える生活課題を地域住民が自ら解決する力を活性化するために、元気な高齢者を中心に地域でのボランティア活動を行うための環境を整備するとともに、地域住民が互いに支えあう仕組みづくりを支援する事業を実施	実施 8区24学区	充実 16区108学区	健康福祉局
いきいき支援センターの運営	いきいき支援センターおよびその分室において、高齢者の総合相談、権利擁護相談、要支援者のケアプラン作成などの介護保険事業を実施するとともに、身近な場所においても相談を実施するため、市内の居宅介護支援事業所に委託してランチ型総合相談窓口（高齢者なんでも相談所）を開設	介護保険事業の実施	介護保険事業の実施 相談窓口の再編・充実	健康福祉局
認知症疾患医療センターの運営	認知症の鑑別診断や認知症の方の周辺症状・身体合併症の急性期治療などを行う認知症疾患医療センターを運営	実施	実施	健康福祉局
認知症高齢者を介護する家族への支援事業	認知症の方や家族が安心して暮らせるよう、認知症の方の家族に対する教室の実施やサロン（いこいの場）の開催、地域住民が認知症を正しく理解できるような講座の開催を実施	実施	実施	健康福祉局
はいかい高齢者おかえり支援事業	認知症高齢者などの徘徊 ^{はいかい} による事故を未然に防止するため、メール配信システムを活用し、徘徊している高齢者などを早期に発見する取り組みを実施	実施	実施	健康福祉局
成年後見あんしんセンターの運営	成年後見制度のさらなる利用促進をはかるため、成年後見あんしんセンターを運営し、制度に関する専門相談・申立支援や市民後見人の養成などを実施	実施	実施	健康福祉局

認知症初期集中支援チーム運営事業	認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築していくため、医師と専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置し、在宅で生活している認知症の方または認知症が疑われる方を訪問し、アセスメントや認知症の状態に沿った対応などについての説明、家族に対するアドバイスなどの家族支援、初期の在宅での具体的なケアの提供などの初期支援を包括的、集中的に実施	—	実施	健康福祉局
------------------	---	---	----	-------

2 地域福祉の推進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
高齢者虐待の相談支援事業	高齢者虐待の専門相談窓口である高齢者虐待相談センターの運営や虐待時などに備えてあらかじめ短期入所ベッドを確保する事業を実施	実施	実施	健康福祉局
見守り支援事業	地域で高齢者を見守り、支えあうためのネットワークづくりを推進するために、いきいき支援センターに見守り支援員を配置し、地域の見守り活動を支援するとともに、ボランティアが電話による相談などを行う見守り電話事業を実施	実施	実施	健康福祉局
福祉給付金	高齢者の福祉の増進をはかるため、一定以上の障害がある高齢者やねたきり・認知症などの高齢者に対して医療費自己負担分を助成	実施	実施	健康福祉局

施策 7 安心して子どもを生み育てられる環境をつくりま す

現状と課題

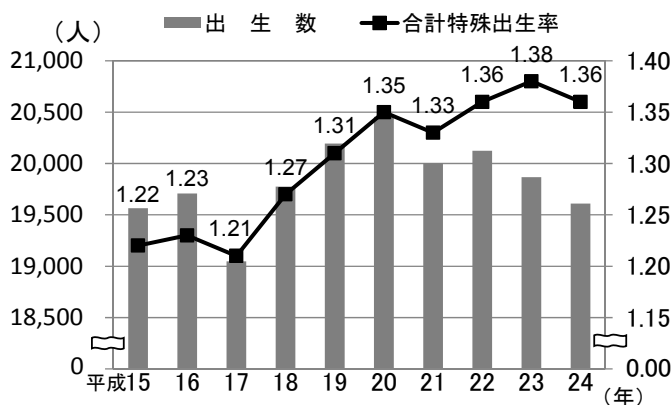
[現 状]

- ・本市の出生数は長期的に減少傾向にありましたが、平成17年を底に平成20年まで増加し、ここ数年は再び減少傾向にあります。合計特殊出生率は平成17年を底に増加傾向にあります。
- ・平成25年度の子育て家庭への本市調査において、理想とする子どもの数が平均2.59人であるのに対し、実際の子どもの数は2.04人であり、その理由として「経済的に余裕がない」、「子育ての身体的・精神的な負担が大きい」が高い割合となっています。また、出産前後に離職・転職した母親は55.7%で、そのうち育児休業制度などの仕事と家庭の両立支援のための環境が整っていれば仕事を続けたかった人の割合は4割を超えています。
- ・3歳未満の子どもを持つ保護者のうち、1年以内に就労して保育所入所を希望する人を含め、保育サービスを必要としている人の割合が平成25年度は35.8%であるのに対し、平成25年4月に保育所の入所申込をした人の割合は25.2%となっています。

[課 題]

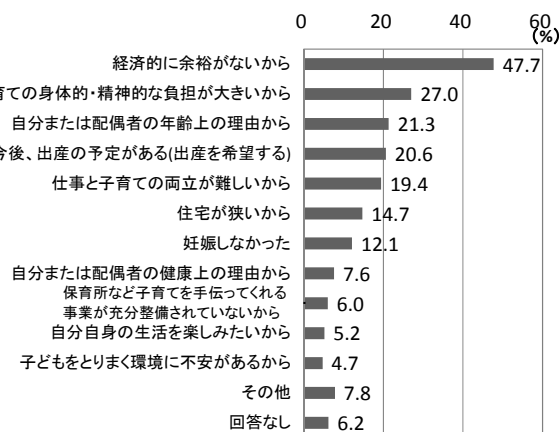
- ・希望する誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが求められています。
- ・子育ての負担感や孤立感を軽減させるため、社会全体で子育てを支援することが重要です。
- ・国において平成27年度の本格施行が予定されている、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」への対応が必要です。
- ・保育所への入所を希望する保護者が引き続き増加すると見込まれることから、誰もが安心して保育サービスを受けることができるよう、積極的な待機児童対策や、多様な保育サービスの拡充を行う必要があります。

●本市の出生数と合計特殊出生率の推移



出典：名古屋市統計年鑑

●子どもの人数が理想とする人数より少ない理由



出典：子ども・子育て家庭意識・生活実態調査（平成25年度）

めざす姿

子育ての不安感や負担感・孤立感が軽減され、喜びを感じながら子どもを生み育てられる

施策の展開

1 安心して子どもを生み親として成長することへの支援

妊娠期からの相談支援体制を整備するなど、妊娠、出産、子育てを希望する誰もが安心して生み育てることができる環境づくりをすすめます。また、子どもとともに、親として成長する楽しさなどについて学ぶ機会を充実させます。

2 子育ての負担感・孤立感の軽減

心理的負担や経済的負担の軽減をはかるなど、子育て家庭が安心して子どもを養育することができるよう、行政だけでなく地域や企業などと連携し、社会全体で子育てを支援する取り組みをすすめます。

3 働きながら子育てしやすい環境づくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、企業や市民の意識啓発などの取り組みを推進し、働きながら子育てしやすい環境づくりをすすめます。また、働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう「保育所入所待機児童数ゼロ」に取り組むとともに、ひとり親家庭の自立支援をすすめます。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年度	目 標 値 40 年度
1	子育てしやすいまちだと思ふ市民の割合	77.4% (25 年度)	80%	85%
2	保育所入所待機児童数	280 人 (25 年度)	0 人	0 人
3	子育て支援に取り組んでいる企業数 (子育て支援企業認定数) (累計)	126 社 (25 年度)	160 社	230 社

関連する個別計画

- ◆子どもに関する総合計画 ◆子ども・子育て支援事業計画（平成27年度より）
- ◆公立保育所整備計画 ◆ひとり親家庭等自立支援計画

施策を推進する事業

1 安心して子どもを生み親として成長することへの支援

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
妊娠期からの相談支援	出産・育児に対する不安軽減をはかるため、教室や相談事業などを通して、必要な知識の普及や保健指導を実施	パパママ教室の実施 17 か所 相談事業の実施	パパママ教室の実施 17 か所 相談事業の実施 なごや妊娠 SOS の実施	子ども 青少年 局
妊娠中及び産後の育児支援	心身ともに不安定になりがちな妊娠中および産後において、保健師などの家庭訪問による適切な保健指導や主任児童委員などの赤ちゃん訪問による子育て支援情報の提供などを行うとともに、家事や育児の負担軽減をはかる必要がある場合にヘルパーを派遣	家庭訪問の実施 赤ちゃん訪問の実施 産後におけるヘルパーの派遣	家庭訪問の実施 赤ちゃん訪問の実施 産前・産後におけるヘルパーの派遣	子ども 青少年 局
家庭教育の普及促進	家庭教育に関する諸問題や親のあり方などについて学習を深める取り組みを実施	家庭教育セミナーの実施 親学推進協力企業制度の実施 172 社・団体	家庭教育セミナーの実施 親学推進協力企業制度の実施 220 社・団体	教育委員会

2 子育ての負担感・孤立感の軽減

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
のびのび子育てサポート事業	子育ての手助けをしてほしい方に、子育てのお手伝いをしたい方を紹介し、地域の中で子育ての相互援助活動を実施	活動件数 25,000 件	実施	子ども 青少年 局

地域における子育て支援事業	保育所・つどいの広場・児童館などの地域子育て支援拠点において、子育て親子の交流の場の提供や育児不安などに対する相談・援助などの子育て支援事業を実施	実施中学校区数 77 学区	拡充	子ども 青少年 局
子ども・子育て支援センター	子どもを生み育てやすい環境づくりを促進するため、子育て家庭を支援するネットワークづくりをすすめるほか、講座の企画運営、キッズパーク運営、企業連携などを推進	実施	実施	子ども 青少年 局
子ども医療費助成	中学校 3 年生までを対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	実施	実施	子ども 青少年 局
私立幼稚園授業料補助	私立幼稚園に通う保護者の経済的負担の軽減および公・私立幼稚園間における保護者負担の格差是正をはかるため、県内の私立幼稚園に在籍する市民に対し、授業料補助を実施	実施	実施	教育委 員会
私立幼稚園での子育て支援事業	市内の私立幼稚園に対し、預かり保育授業料、教育研究費、親と子の育ちの場支援事業費などの補助を実施	実施	実施	教育委 員会
私立高等学校授業料補助	公・私立学校間における保護者負担の格差是正をはかるため、県内の私立高等学校に在籍する市民で、愛知県の授業料軽減事業の対象とならない方に対し、授業料補助を実施	実施	実施	教育委 員会
幼稚園心の教育推進プラン	芸術鑑賞などの文化的体験、自然体験、社会体験の子育て支援事業を実施するとともに、預かり保育を全園で実施	子育て支援事業の実施 市立幼稚園預かり 保育の実施 17 園	子育て支援事業の実施 市立幼稚園預かり 保育の実施 全園	教育委 員会

3 働きながら子育てしやすい環境づくり

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
子育て支援企業 認定・表彰制度	社会全体で子育てしやすいまち づくりをすすめるため、子育て にやさしい活動を積極的に行っ ている企業を子育て支援企業と して認定し、その中から特にす ぐれた活動を行っている企業を 表彰	子育て支援企業数 126 社	子育て支援企業数 160 社	子ども 青少年 局
エリア支援保育 所事業	公立保育所をエリア支援保育所 と位置づけ、公立・民間保育所 が一体となって保育の質を高め るとともに、地域のすべての子 ども・子育て家庭を支援	モデル事業の検討	実施	子ども 青少年 局
公立保育所の社 会福祉法人への 移管	保育施策や地域の子育て支援の 拡充のため、公立保育所の集約 化および機能強化を行う観点か ら、公立保育所の社会福祉法人 への移管などを実施	移管 5 か所	移管（統合を含む） 〔20 か所〕	子ども 青少年 局
保育所入所待機 児童対策	民間保育所の整備や小規模保育 事業実施施設の設置など、さま ざまな手法により入所枠を拡大 するとともに、個々のニーズに 即した、きめ細かな支援策を強 化	民間保育所整備など 27 か所 家庭保育室の拡充 26 か所 保育案内人の配置 全区 私立幼稚園におけ る預かり保育拡充 モデル事業の実施 7 か所 保育所入所待機児 童数 280 人	拡充 保育所入所待機児 童数 0 人	子ども 青少年 局

保育所等における多様な子育て支援事業	子育て支援を充実するため、保護者の多様な就労形態などに対応できるよう、多様な子育て支援事業を実施	延長保育 259 か所 一時保育 40 か所 夜間保育 4 か所 病児・病後児デイケア 12 か所 休日保育 16 か所 産休あけ・育休あけ入所予約 94 か所 24 時間緊急一時保育モデル事業の実施 1 か所	拡充	子ども青少年局
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立に向け、安定した経済基盤の確保のための就業支援や、生活上の負担の軽減をはじめ、親の世代の貧困が次世代の貧困につながる「貧困の連鎖」を未然に防止するための支援など、総合的な支援を推進	実施	実施 ひとり親家庭の子どもへの学習サポート事業の実施 16 区	子ども青少年局
ひとり親家庭等医療費助成	18 歳未満の児童を扶養するひとり親家庭などを対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	実施	実施	子ども青少年局

施策 8 子どもの健やかな育ちと若者の自立を支える環境をつくれます

現状と課題

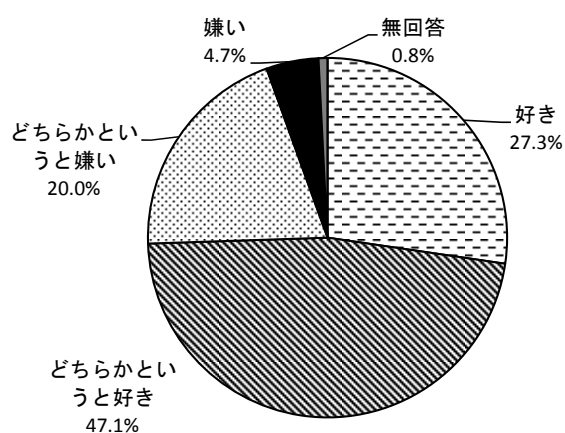
[現 状]

- ・少子化の急速な進行は、子ども同士の交流機会の減少などを引き起こし、社会性の発達や自立を困難にするなど、子どもの成長に影響を及ぼす可能性が指摘されています。
- ・家庭や家族の形態の変化、親の就業の有無や状況、個人のライフスタイルの多様化など、さまざまな環境の中で、特に支援を要する子どもが増えています。
- ・日本全体の若年無業者*の数は、平成14年以降ほぼ横ばいで推移しており、平成24年には約63万人となっていますが、35歳～39歳も含めると約84万人となり、若者が働けない、働かないまま年齢を重ねている状況です。

[課 題]

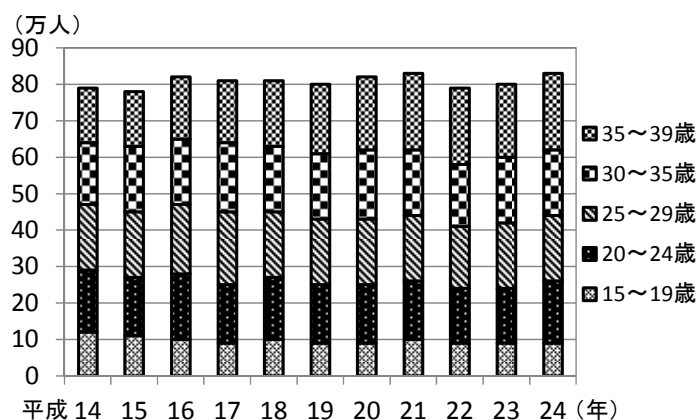
- ・子どもが心身ともに健やかに成長・発達することができ、豊かな人間性や創造性・自己肯定感を育み、社会性を身につけられる環境づくりが求められており、保護者と行政や地域などが協働して推進していく必要があります。
- ・家庭環境などに困難を抱える子どもや障害のある子どもに対して、一人ひとりの状況に配慮した支援を行っていくことが求められています。
- ・若者が社会的自立を果たせていない状況が生じたり、その状況が長期化したりすることがないように、早期対応や支援などの取り組みをすすめる必要があります。

●自分のことが好きな子どもの割合
(小学校5年生～高校3年生)



出典：市民アンケート（平成25年度）

●若年無業者数の推移



出典：総務省「労働力調査」（平成24年）

若年無業者：15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者。いわゆるニート。

めざす姿

子どもが心身ともに健康に育ち、社会的に自立した大人に成長していく

施策の展開

1 子どもが心身ともに健康に育つための支援

子どもが健康に育つことができるよう支援するとともに、家庭や地域などが安全に安心して過ごせる居場所となり、子どもが人とのふれあいや交流、遊びや社会活動を通してさまざまな体験をすることにより、豊かな人間性や社会性を身につけられるよう支援します。

2 特に支援を要する子どもへの支援

家庭環境などに困難を抱える子どもの養育環境や学習環境を整えるなど、必要な支援をすすめます。また、障害のある子どもに対し、一人ひとりの状況とライフステージに的確に応えた、きめ細かな指導・支援、学級の設置や環境整備の推進など、自立と社会参加に必要な能力の育成を支援します。

3 若者の社会的自立への支援

ニートやひきこもりなどの状況にある若者を含めたすべての若者が、自らの意思で社会参加できるような環境づくりをすすめるとともに、就労などの社会的自立に向かえるよう、社会全体で支援をすすめます。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年度	目 標 値 40 年度
1	自分のことを好きと答える子どもの割合	76.3% (25 年度)	80%	85%
2	地域における奉仕的活動や自主的な活動などに参加したことがある子どもの割合	82.1% (25 年度)	85%	90%
3	社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児の割合	57.5% (25 年度)	63%	65%

関連する個別計画

◆子どもに関する総合計画 ◆子ども・子育て支援事業計画（平成27年度より）

施策を推進する事業

1 子どもが心身ともに健康に育つための支援

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
トワイライトスクール	放課後などに小学校施設を活用し、遊び、学び、体験、交流を通じて、子どもたちの自主性、社会性、創造性を育む教育事業を実施	全小学校で実施 (トワイライトルームを含む)	全小学校で実施 (トワイライトルームを含む)	子ども 青少年 局
トワイライトルーム	全校で実施しているトワイライトスクールを基盤に、保護者が就労などにより家庭にいない児童に対して、より生活に配慮した事業を地域の子育て家庭の状況などをふまえて実施	実施	実施	子ども 青少年 局
留守家庭児童健全育成事業助成	留守家庭児童の健全育成をはかるため、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費などを助成	実施	実施	子ども 青少年 局
青少年の健全育成	児童館やとだがわこどもランドなどで遊びや体験活動を通して子どもの健康を増進し、情操を育むための各種事業を実施するとともに、青少年が安心して過ごすことができ、社会と関わることのできる居場所づくりを推進	実施	実施	子ども 青少年 局
地域における青少年育成活動への支援	地域における青少年の健全育成をはかるため、地域団体と連携して各種事業を推進するとともに、異年齢の子ども同士の交流や、地域の中での子どもの健やかな育ちを支援する子ども会などへ助成	実施	実施	子ども 青少年 局

2 特に支援を要する子どもへの支援

事業名	事業概要	現況 (㉔時点の状況)	計画目標 〔㉔～㉗の事業量等〕	所管局
里親等委託の推進	社会的養護における家庭養護を推進するため、里親登録者の増加とファミリーホームの増加をはかるとともに、児童相談所の支援、研修などにより里親等委託を推進	里親等委託率 10%	里親等委託率 15%	子ども 青少年 局
児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進	家庭的な環境での養育を推進するため、児童養護施設・乳児院を改築・改修し、小規模化をはかるとともに、地域小規模児童養護施設の増加により施設機能の地域分散化を推進	小規模グループケア実施施設 11 施設 地域小規模児童養護施設 6 か所	小規模グループケア実施施設 17 施設 地域小規模児童養護施設 8 か所	子ども 青少年 局
児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童への自立支援	児童の自立を支援するため、児童養護施設などの入所児童への学習支援、児童養護施設などを退所する児童や退所した児童への就労支援を実施	施設入所児童（中学生）への学習塾等費用の補助 退所児童への就労支援 就労 10 人	施設入所児童（中学生）への学習指導 退所児童への就労支援	子ども 青少年 局
児童養護施設等の改築・整備	入所児童などの生活環境の向上をはかるため、アセットマネジメント推進プランをふまえて老朽化した児童養護施設などの児童福祉施設を順次整備	乳児院・児童養護施設「若葉寮」と児童養護施設「ひばり荘」の統合整備にかかる設計 障害児入所施設「あけぼの学園」の改築検討	乳児院・児童養護施設「若葉寮」と児童養護施設「ひばり荘」の統合整備完了 民間児童養護施設などの整備 〔2 か所〕 障害児入所施設「あけぼの学園」の改築整備着手 母子生活支援施設「にじが丘荘」の改築整備着手	子ども 青少年 局

障害児療育の推進	障害児やその家族が身近な地域で個々の状況に応じた支援が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業や障害児相談支援事業を推進	実施 地域療育センター 4 か所	実施 地域療育センター 5 か所	子ども 青少年 局
発達障害児（者）の支援	発達障害者支援センターなどでの発達障害児（者）本人やその家族に対する相談、発達障害についての情報提供および研修、関係機関との連絡調整などの事業を推進	実施	実施	子ども 青少年 局
特別支援教育に関する施設の整備	特別支援学校の教室不足解消を推進するため、小学校の余裕教室を活用した特別支援学校分校整備などをすすめるとともに、肢体不自由児童生徒が円滑に学校生活を営めるよう、肢体不自由学級設置の学校へエレベーターを整備	南養護学校分校の整備 肢体不自由学級設置校へのエレベーターの整備	南養護学校分校整備・開校 天白養護学校の整備検討・設計 肢体不自由学級設置校へのエレベーターの整備	教育委 員会
発達障害対応施策の実施	学校教育において、発達障害への適切な指導・支援が受けられるよう、発達障害対応支援講師、発達障害対応支援員、専門家チームの充実をはかり、発達障害の可能性のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援を推進	発達障害対応支援講師の配置 48 校 発達障害対応支援員の配置 48 校（園） 専門家チームの派遣実施	発達障害対応支援講師の配置 100 校 発達障害対応支援員の配置 105 校（園） 専門家チームの派遣実施	教育委 員会
学校介助アシスタントの配置	障害のある幼児・児童生徒に対して移動・排せつ・着がえの介助などの業務を実施	実施	実施	教育委 員会
特別支援学級等の運営	障害の種類や程度に応じたきめ細かい教育を行うため、小学校・中学校において特別支援学級を運営	実施	実施	教育委 員会

高等特別支援学校の整備	特別支援学校高等部の入学者数が増加し、企業などへの就労をめざす高等部産業科へのニーズが高まっているため、高等特別支援学校を整備	整備検討	推進	教育委員会
特別支援学校高等部における就労支援	職業自立を目的とした特別支援学校高等部産業科において、専門的な知識や技能のある職業指導講師による職業指導や就労支援コーディネーターによる職場実習の受け入れ交渉などを実施	実施	実施	教育委員会
医療的ケアが必要な児童・生徒の支援	医療的ケアが必要な児童生徒に対して医療的ケアと生活介助を行うことができる看護介助員を必要な学校に配置	配置 2名	配置拡充	教育委員会

3 若者の社会的自立への支援

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 [②⑥～③⑩の事業量等]	所管局
青少年の社会参画推進	青少年交流プラザなどで、青少年が社会活動に参画したり、意見を発表したりする活動の支援を行うほか、子ども自身が企画・運営に参画しながら、さまざまな体験をすることで社会性、主体性を身につける「子どものまち」事業を普及・啓発	実施	実施	子ども青少年局
子ども・若者の自立支援	子ども・若者総合相談センターを核としたネットワークなどより、ニート・ひきこもりなど、さまざまな困難を抱える子ども・若者の状況に応じた適切な支援を行い、就労をはじめとした社会的自立に導くための総合的な支援体制を推進	実施	実施	子ども青少年局

施策 9 虐待やいじめ、不登校から子どもを救います

現状と課題

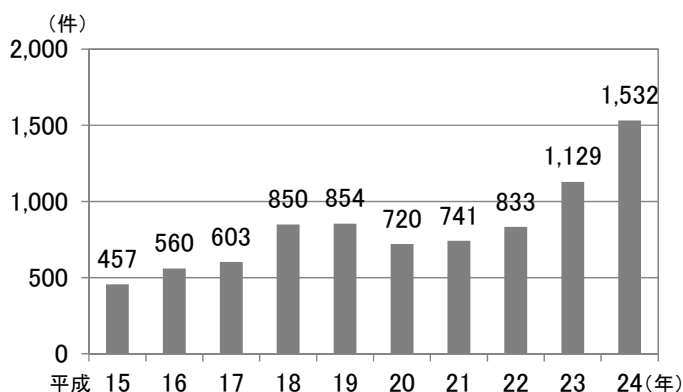
[現 状]

- ・子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目的として、なごや子ども条例を平成20年4月に施行しました。また、児童を虐待から守り、児童の心身の健やかな成長および発達に寄与することを目的として名古屋市児童を虐待から守る条例を平成25年4月に施行しました。
- ・児童虐待相談対応件数は、平成24年度には1,532件となり、過去最多となっています。
- ・いじめの認知件数は、平成24年度で1,616件となっています。
- ・不登校について、平成24年度には小学校の不登校率が 0.40% (447人)、中学校の不登校率が 2.59% (1,382人) となっています。

[課 題]

- ・子どもが安全に安心して暮らすことができ、自分たちに関わることにについて主体的に参加し、意見を表明する機会が与えられるなど、子ども一人ひとりが尊重され、子どもの権利が守られることが重要です。
- ・虐待やいじめなどを防止するための対策を充実するなど、すべての子どものいのちと心が守られ、安心して健やかに育つことができる環境を社会全体で整えていく必要があります。
- ・学校や地域、家庭、関係機関が連携をとりながら、一人ひとりの状況に配慮した対応を行うことにより、虐待やいじめ、不登校を早期に解決していく必要があります。

●児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移



出典：名古屋市作成

●いじめの認知件数

	(件)		
	22年度	23年度	24年度
小学校	661	687	723
中学校	943	900	893
計	1,604	1,587	1,616

出典：いじめ等の実態調査

●不登校児童生徒数の推移

	(人)		
	22年度	23年度	24年度
小学校	470	465	447
中学校	1,350	1,395	1,382
計	1,820	1,860	1,829

出典：不登校の状況等に関する調査

めざす姿

虐待やいじめ、不登校がなく、子どもの権利が守られている

施策の展開

1 子どもの権利を守るための取り組み

行政だけでなく、保護者、地域住民などがそれぞれの責務を果たし、子どもの権利が社会全体で守られるよう取り組みをすすめます。また、子どもが社会に参画し、自分の意見が尊重される経験を通して、社会の責任ある一員として成長するために、子どもの主体性を育む取り組みを推進します。

2 子どもを虐待から守るための支援

児童相談所、区役所・支所、保健所をはじめとする行政機関、医療機関や学校、保育所、地域などの連携強化をはかります。情報提供や養育環境等の把握、相談体制などをさらに拡充させ、児童虐待の発生予防から、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで、切れ目のない重層的な支援体制を充実させます。また、さまざまな機会を通じて啓発活動を推進し、子どもを虐待から守るまちづくりをすすめます。

3 いじめ、不登校対策の充実

いじめに対して、未然防止とともに、早期発見・早期対応により事態が深刻化する前に解決できるよう取り組みます。また、学校、地域、家庭、関係機関が連携して不登校の防止につとめるとともに、さまざまな理由により不登校になっている子どもについて、円滑な学校復帰をめざし、一人ひとりの状況に応じたはたらきかけと支援を行います。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年度	目 標 値 40 年度
1	児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数	11.1 人 (24 年度)	9.8 人	9.4 人
2	いじめられたり、いじめを見たりしたとき、先生や家族、親、友達、相談機関に相談することができる子どもの割合	74.3% (25 年度)	76%	80%
3	虐待防止に向け地域で子どもを見守っていると思う市民の割合	33.4% (25 年度)	45%	60%

関連する個別計画

◆子どもに関する総合計画 ◆不登校対策基本構想 ◆教育振興基本計画

施策を推進する事業

1 子どもの権利を守るための取り組み

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
なごや子ども条例の推進	子どもに関する施策の総合的な推進をはかるため、条例の広報啓発を行うとともに、なごや子ども・子育て支援協議会を開催	実施	実施	子ども青少年局

2 子どもを虐待から守るための支援

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	児童を虐待から守るため、児童虐待防止推進月間を中心に講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの児童虐待防止の啓発事業などを実施	実施	実施	子ども青少年局
児童相談所の体制強化	児童虐待などの児童相談に対し、より迅速・的確に対応するため、児童相談所の専門性の向上などをはかるほか、本市に必要な児童相談所の体制を検討・整備	実施	実施	子ども青少年局
社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充	実施	実施	子ども青少年局
児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待の予防、早期発見・早期対応のため、なごやこどもサポート連絡協議会やなごやこどもサポート区連絡会議を開催し、児童相談所、社会福祉事務所、保健所などの関係機関の連携を強化	実施	実施	子ども青少年局

家庭復帰支援事業	児童虐待の主訴により、長期間にわたり施設入所している施設措置児童とその保護者に対し、各種家族再統合プログラムを活用して、児童の家庭復帰を援助	モデル事業の実施	実施	子ども青少年局
特定妊婦訪問支援事業	虐待ハイリスク要因を有するなど、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問による継続的な支援を実施	モデル事業の検討	実施	子ども青少年局
児童虐待対応のための電算システムの整備	児童虐待に対し迅速かつ的確な初期対応を行うため、児童相談所、社会福祉事務所、保健所において対象ケースの情報を共有するシステムを整備	システム検討	システム開発・稼働	子ども青少年局
なごやすくすくボランティア事業	児童虐待の予防のための見守りなど、地域の子育て支援活動への協力を促進し、地域全体で子育て家庭を支援するため、日常的に親や子どもの立場に立って親子を温かく見守る「なごやすくすくボランティア」の養成、サポーター養成講座の受講、「なごやすくすくサポーター」への登録を促進	なごやすくすくサポーター 100人	なごやすくすくサポーター 260人	子ども青少年局

3 いじめ、不登校対策の充実

事業名	事業概要	現況 (㉔時点の状況)	計画目標 [㉔～㉗の事業量等]	所管局
なごや子ども応援委員会	いじめや問題行動などの未然防止・早期発見・早期対応をはかるため、専門家などを活用し学校における問題解決を支え、子どもを支援する、なごや子ども応援委員会を設置	検討	市内を 11 のブロックに分割して設置	教育委員会

いじめに対する取り組み	いじめを未然に防止するとともに、早期に発見し対応するため、スクールカウンセラーの配置、いじめ問題行動等防止対策連絡会議の開催や啓発活動、巡回指導、インターネット上におけるいじめ対策などの取り組みを実施	スクールカウンセラーの配置 全中高に通年配置 小学校 60 校に 年間 140 時間 (通年) 配置 小学校 203 校に 年間 30 時間配置 仲間づくり推進事業の実施 小学校 8 校 中学校 16 校	スクールカウンセラーの配置 従前の配置に加え、小学校 77 校に年間 40 時間配置 さらなる拡大の検討 仲間づくり推進事業の実施 計 64 校 生徒指導支援講師の配置	教育委員会
教育相談事業	いじめや不登校などの問題を抱える子どもおよびその保護者に寄り添い、問題を解決するために教育相談を実施	実施	実施	教育委員会
子ども適応相談センターでの不登校対応事業	心理的理由により登校できない児童生徒を学校へ復帰させることを目的として、子ども適応相談センターにおいて、教育相談・適応指導を実施	子ども適応相談センターの運営 サテライトスクールの整備	子ども適応相談センターの運営 サテライトスクールの開設・運営 登校・学習支援事業の実施	教育委員会
不登校に対する取り組み	学校における支援体制の充実をはかるため、不登校支援講師の配置拡充などを推進するとともに、不登校に関する情報提供の充実に向け、市公式ウェブサイトにおける不登校対策支援サイトの運営などの取り組みを実施	不登校対応支援講師の配置 40 校 不登校対策支援サイトの開設	不登校対応支援講師の配置 68 校 不登校対策支援サイトの運営	教育委員会

子ども・教育に関する総合的な相談施設の整備	子ども適応相談センターへの過大な通所者数の解消と市南部からの通所促進、発達障害への支援機能の強化をはかるとともに、不登校に加えて発達障害・いじめ・問題行動などの教育相談も付加し、子ども・教育に関する総合的な相談施設を整備	整備検討	推進	教育委員会
-----------------------	--	------	----	-------

施策 10 子どもの個性を大切にし、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育みます

現状と課題

[現 状]

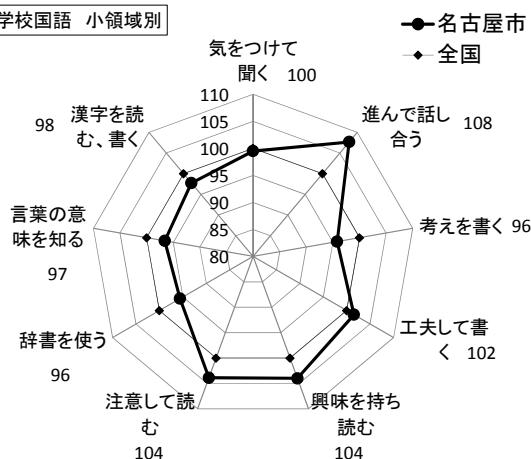
- ・学習状況調査によると、本市の子どもたちは、国語の読むことや話すこと、算数の数量関係などは、ほぼ身に付いていますが、国語の書くことや辞書を使うことなど言語に関する力がやや不足しています。
- ・本市の子どもたちは、おおむね友達を思いやる気持ちを持っています。一方、保護者に学校教育で充実を希望する分野を調査したところ、「自ら学び考える力」、「他人を思いやる力」や「社会のルールやマナー」という項目が高い割合となっています。
- ・子どもたちの体力・運動能力は、その低下が懸念されていますが、本市の児童生徒においては、全国平均と比べ、全体としてやや低い状態にあります。

[課 題]

- ・身についた基礎的な知識・技能を活用し、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力を育む必要があります。
- ・他人を思いやる心や美しいもの、自然に対して感動する心などの豊かな人間性を身につけるとともに、社会の一員としての自覚を持つ子どもを育成する場をつくる必要があります。
- ・子ども一人ひとりの多様な個性や能力の伸長をはかるため、学校現場を支えるマンパワーや教育環境の充実が必要です。
- ・楽しく運動に取り組む習慣づくりなどを通して、たくましく生きるための健康・体力を育む必要があります。

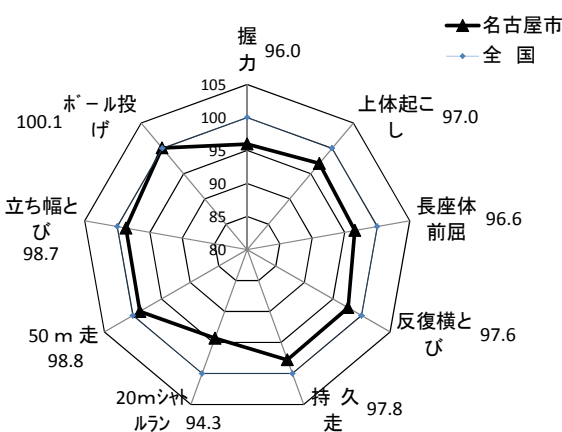
●本市小学生の教科学習における定着の状況

小学校国語 小領域別



※全国を 100 とした場合
出典：学習状況調査（平成 25 年度）

●本市小中学生の運動能力の状況



※全国を 100 とした場合
出典：文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成 25 年度）より名古屋市作成

めざす姿

子どもが確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体が育まれている

施策の展開

1 確かな学力の向上

基礎基本の学力の定着はもとより、自ら考え、判断し、表現する力の習得に向け、子ども一人ひとりの個性を大切にしたいきめ細かな指導を行います。また、学習に関する興味や関心を喚起するなど、さらなる学習意欲の向上をはかります。

2 豊かな心と健やかな体の育成

相手を思いやる心や自ら学び考える力を育むとともに、社会のルールを守ることの大切さを学ぶ機会をつくるなど、社会の一員としての自覚を持つ子どもを育成します。また、望ましい生活習慣を身に付け、生涯にわたって健康に過ごすための心身を育みます。

3 学びを支える教育環境の充実

学校・家庭・地域が一体となって子どもを育むという基本的な考えのもと、学校においては教員の指導力の向上や教員が子どもと向き合う時間の拡充により、一人ひとりに目の行き届いたきめ細かな指導を行うことができるよう、教員のマンパワーの拡大と意欲・資質の向上をはかります。また、地域に開かれ信頼される学校づくりや学校規模の適正化など、教育環境の充実をはかります。

4 魅力ある市立高等学校づくり

普通科や総合学科のほか、さまざまな専門学科や定時制高校において、各学校の特色を活かした教科指導を充実・発展させるなど、魅力や特色ある学校づくりをすすめるとともに、学校間連携や校種を超えた連携による教育活動を推進します。また地域活動や本市の各種事業にボランティアとして協力するなど、積極的な地域貢献等をすすめます。

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年度	目 標 値 40 年度
1	基礎的な学力が十分定着している子どもの割合	73.5% (25 年度)	78%	80%
2	学校生活において友達を思いやる気持ちを持つことができる子どもの割合	84.2% (25 年度)	90%	90%
3	子どもの体力・運動能力における平均値 (全国を 100 とした指標)	97.4 (25 年度)	100	100

関連する個別計画

- ◆教育振興基本計画 ◆魅力ある市立高等学校づくり推進計画
- ◆小規模校対策における実施計画

施策を推進する事業

1 確かな学力の向上

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
少人数教育	一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導をはかり、学校生活の入門期における児童が不安を抱いたり学校嫌いになったりすることがないように、小学校1・2年生において原則30人以下の学級編制を実施するとともに、基礎基本の定着をはかることを目的として、習熟度や課題によってひとつの学級を少人数の学習集団に分けて行う指導を実施	全校実施	全校実施 県費負担教職員にかかる本市への権限移譲をふまえた少人数教育のあり方を検討	教育委員会
学習指導支援講師	学習に対する意欲を高めるため、小学校・中学校・特別支援学校に、担任の補助や授業後の特設講座を行う講師を配置し、基礎基本を身につけることができるよう、教育課程内の補充的・発展的な講座を実施	実施	実施 県費負担教職員にかかる本市への権限移譲をふまえた指導体制の充実策の検討	教育委員会
グローバル人材の育成	グローバル人材を育成するため、英語の学力と学習意欲の向上をはかるとともに、「英語によるコミュニケーション能力」「異文化に対する理解」「日本人としてのアイデンティティ」を柱とした小中学校9年間を通じたカリキュラムを策定・実践	実施 英語活動アシスタントの派遣 266校 外国語活動アシスタントの派遣 261校 外国人英語指導助手の派遣 119校 検討	グローバル化に対応する国の動きをふまえた指導体制の充実 カリキュラムの策定・実践	教育委員会

国語力向上推進事業	子どもたちの学習の基礎となる国語力を向上させるため、子どもの読書意欲を高める取り組みや言語活動を充実させる取り組みを実施	「なごやっ子読書ノート・カード」を各校に配布 「本の帯コンクール」を実施 「小学校国語の授業ハンドブック」を作成・配布	言語活動の充実をはかる取り組みの推進	教育委員会
学力向上サポート事業	子どもたちの学習意欲を喚起し、学習の理解を深めるため、各校の創意工夫を活かした教科指導の研究や教育活動の展開を支援	実施 16校	実施	教育委員会
土曜日の教育活動推進事業	子どもたちにとって、より豊かで有意義な土曜日を実現するため体験活動などを実施	検討	実施	教育委員会

2 豊かな心と健やかな体の育成

事業名	事業概要	現況 (㉕時点の状況)	計画目標 [㉖～㉟の事業量等]	所管局
体力向上の推進	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果をもとに、子どもの体力・運動能力向上のための調査やスクールダンスサイズによる体力向上に関する啓発などを実施	実施	実施	教育委員会
部活動の振興	明るく充実した学校生活を送ることで豊かな心と健やかな体の育成をはかるため、児童生徒が行う学校部活動に対する外部指導者・顧問の派遣や、わいわいスポーツアカデミーの開催などを実施	実施	実施 部活動外部指導者・顧問の派遣 拡充 地域との連携による小学校部活動の運営	教育委員会

中学生による陸前高田市との交流	環境が異なる生徒間交流により心身の発達を促し、将来を担う人材の育成をはかるとともに、陸前高田市の復興と両市の発展のため、名古屋市立と陸前高田市立の中学生の相互訪問交流を実施	実施	実施 新たな交流のあり方について検討	教育委員会
-----------------	--	----	---------------------------	-------

3 学びを支える教育環境の充実

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
小・中学校普通教室への空調設備の整備	児童・生徒の快適な教育環境を整えるため、小学校・中学校の普通教室に空調設備を整備	小学校の設計推進 全中学校の整備完了	全小学校の整備完了	教育委員会
学校規模の適正化（小規模校対策）	児童生徒にとって、よりよい教育環境を整えるため、全学年でクラス替えが可能な望ましい学校規模を確保するなど、小学校の学校規模の適正化を推進	幅下・江西・那古野小学校の3校の統合の検討	幅下・江西・那古野小学校の3校の統合校の開校 全児童数が120人を超えない状況が継続する学校について、統合の推進 上記以外で6学級を超えない状況が継続する学校について、統合合意に向けた取り組みの推進	教育委員会
学校規模の適正化（新設校）	児童生徒数の将来の見通しをふまえ、30学級を超える過大規模校の解消をはかるため、用地を確保の上、分離新設校を建設し、学校規模の適正化を推進	きっこ吉根中学校の建設	きっこ吉根中学校の開校	教育委員会

学校運営サポーター	子どもたちの教育環境の充実をはかるため、学校行事の運営補助など、教員が行う学校運営に関わる業務などを地域の大人が支援する学校運営サポーターを配置	全校実施	全校実施	教育委員会
-----------	--	------	------	-------

4 魅力ある市立高等学校づくり

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 [②⑥～③①の事業量等]	所管局
理数教育の充実	独創性と創造性にあふれた国際性豊かな科学技術系人材の育成をめざし、「世界に通用するグローバル人材の育成」をはかるため、特色ある理数教育を実施	向陽高校を理数教育推進校に指定 自然科学系の部活動を中心とする研究成果発表会の実施 あいち科学の甲子園に参加	向陽高校に国際科学科の設置 国際科学科を中心とする市立高校の連絡会の開催 各種科学系コンテストへの参加	教育委員会
外国語教育の充実	国際的視野と外国語コミュニケーション能力の伸長を通して高校生活を活性化し、「世界に通用するグローバル人材の育成」をはかるため、学科新設などにより充実した外国語教育を実施	イングリッシュキャンプの実施 普通科、商業・工業・総合学科高校の海外派遣の実施 海外留学や語学研修の支援	北高校へ国際理解コースの設置 イングリッシュキャンプの充実 普通科、商業・工業・総合学科高校の海外派遣の実施 海外留学や語学研修の支援拡充	教育委員会
専門学科高校の充実	「企業の第一線で活躍できる人材の育成」をはかるため、専門学科高校において、学科新設などにより各学校の特色を活かした教育を充実	キャリア教育推進協議会の開催	工業高校でのデュアルシステム実施 工芸高校専攻科の設置	教育委員会

産業界・大学・地域との連携	積極的に地域貢献をすすめ、地域に有為な人材の育成をはかるため、名古屋市立大学をはじめとする大学や、産業界、地域との連携を推進	工芸高校、工業高校における産業界・大学・地域との連携の充実による先端技術の習得	専門学科高校において産業界等との連携による実践的な知識・技術の習得 普通科高校において大学との連携による専門性の高い教育の充実 工業高校における有人飛行機の製作 学習成果の外部発信、地域貢献などの推進	教育委員会
---------------	--	---	--	-------

施策 1 1 誰もが意欲を持って働けるよう、就労支援をすすめます

現状と課題

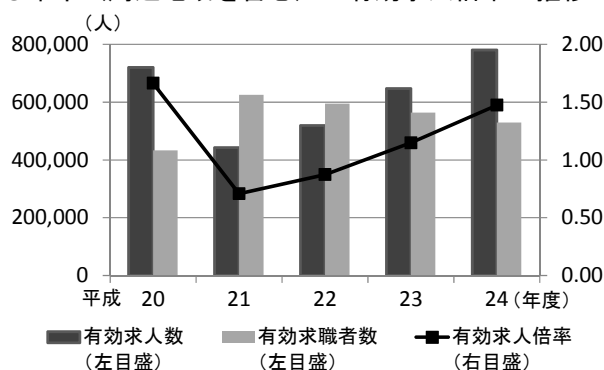
[現 状]

- ・周辺地域*を含めた本市の有効求人倍率は、平成24年度には1.47倍となっており、近年回復傾向にあります。
- ・契約社員や派遣社員など、雇用が不安定な状態にある非正規雇用の労働者の比率が労働者全体の3割を占める状況にあります。
- ・国の調査によると、女性の育児休業取得率は向上しているものの、第1子出産後も継続就業している女性は38%にとどまっており、仕事と育児の両立が難しい状況が続いています。また、男性による育児休業の取得や男女ともに介護休業の取得はすすんでいない状況です。
- ・市内の就労可能な生活保護受給世帯が平成20年度から平成25年度にかけて3.7倍増加しています。
- ・市内のホームレスの数は、減少傾向にありますが、住まいを失った失業者などの社会福祉事務所への相談は依然として多い状態です。

[課 題]

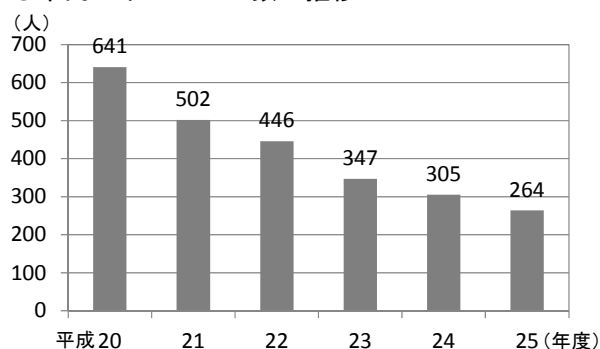
- ・有効求人倍率は回復傾向にあるものの、雇用のミスマッチを解消し、安定的な就労を推進するための効果的な就労支援が必要です。
- ・誰もが働きやすい労働環境をつくるため、働き方や仕事のすすめ方を見直すことにより、仕事と生活の調和を実現させることが求められています。
- ・生活保護受給者に対する就労支援をすすめるとともに、生活保護に至る前の段階での生活困窮者に対する効果的な自立支援策を構築する必要があります。
- ・働いて自立したいと考えているホームレスや、住まいを失った失業者に対する適切な支援により住居の確保と生活の再建をはかる必要があります。

●本市（周辺地域を含む）の有効求人倍率の推移



出典：愛知労働局資料より名古屋市作成

●市内のホームレス数の推移



出典：名古屋市作成

※市内に所在する公共職業安定所の管轄区域に含まれる日進市、長久手市、愛知郡東郷町、清須市、北名古屋市、西春日井郡、豊明市

めざす姿

誰もが意欲を持ち、安定した働きやすい環境で働くことができる

施策の展開

1 就労支援の推進

働きたい方と人を求める企業との効果的なマッチングなどをはかり、就労支援をすすめます。また緊急雇用創出事業の実施により雇用の創出をはかります。

2 働きやすい環境づくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する啓発や広報を行い、誰もが働きやすい環境づくりをすすめます。

3 生活保護受給者や生活困窮者に対する支援

生活保護受給者に対して就労支援をすすめるとともに、生活保護に至る前の生活困窮者に対して安定した住まいの確保や就労に向けた支援などにより、自立の促進をはかります。

4 ホームレスの自立支援

ホームレスからの脱却と生活の再建に向けて、宿所および食事の提供とともに、生活相談や健康相談、職業相談などの支援を行います。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年度	目 標 値 40 年度
1	働く意欲があるが、現在働く場がなく困っている市民の割合	5.9% (25 年度)	5.3%	4.8%
2	仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	34.5% (25 年度)	38%	42%
3	ホームレス自立支援事業における就労自立率	44.0% (25 年度)	47%	53%

関連する個別計画

◆産業振興ビジョン ◆ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

施策を推進する事業

1 就労支援の推進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
なごやジョブマッチング事業	働きたい方と、人を求める企業との効果的なマッチングをはかるため、なごやジョブサポートセンターおよび区役所において、国と一体となり求人ニーズを確実に把握した上で求職者を紹介する就労支援を実施	実施 年間支援数 2,112 人 年間就職数 933 人	実施 年間支援数 4,260 人 年間就職数 1,794 人	市民経済局
緊急雇用創出事業	失業者に対して雇用機会を提供した人材育成の実施と、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施し、また、若者・女性等の雇用機会の拡大や、在職者の処遇を改善する事業を実施	重点分野雇用創出事業の実施 起業支援型地域雇用創造事業の実施	地域人づくり事業の実施（平成 26 年度末までの予定）	市民経済局

2 働きやすい環境づくり

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
ワーク・ライフ・バランス推進事業	働く意欲のある人誰もが働きやすい職場環境をめざすワーク・ライフ・バランスを推進するため、実践企業の育成や市ウェブサイトなどでの啓発などを実施	実施 セミナーの開催 2 回 実践企業登録数 9 社	実施	市民経済局

3 生活保護受給者や生活困窮者に対する支援

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
就労自立に関する自立支援プログラム推進事業	生活保護受給者の早期の就労と自立のため、各区に配置した就労支援員によりきめ細かい就労支援を行うとともに、就労意欲が低下した方に対しては民間事業者によるセミナーや求人開拓・紹介などにより意欲の喚起をはかる事業を実施	実施	実施	健康福祉局
生活困窮者自立促進支援事業	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、生活困窮者支援を制度化し、包括的かつ継続的な相談支援などを実施	事業実施方法の検討	事業の実施	健康福祉局

4 ホームレスの自立支援

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
ホームレスの自立支援	原則として稼働能力があるまたは稼働能力の回復が見込めるホームレスに対して、宿所および食事の提供とともに、生活相談、健康相談、職業相談、就業支援カウンセリング、職場体験講習などの支援を実施	自立支援事業の実施 2 か所 就労訓練事業の実施 緊急一時宿泊施設（シェルター）の運営	自立支援事業の実施 2 か所 就労訓練事業の実施	健康福祉局

施策 1 2 生涯にわたる学びやスポーツを通じた生きがいづくりを支援します

現状と課題

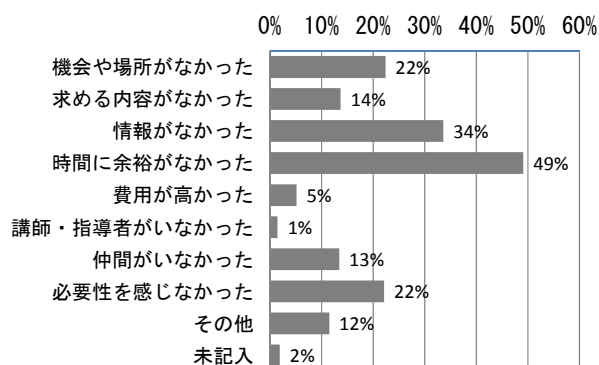
[現 状]

- ・「生涯学習に関する市民意識調査」によると、生涯学習を行わなかった理由として、「時間に余裕がなかった」、「生涯学習に関するどのような情報があるか分からなかった」、「身近に生涯学習を行なう機会や場所がなかった」という回答が多くなっています。
- ・成人の運動・スポーツ実施率（週1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合）は、平成23年度は58.4%と全国的な目標である50%を上回っていますが、「仕事や家事・育児・介護が忙しく時間がない」、「きっかけや機会がない」などの理由で、子育て世代、働く世代（とりわけ30歳代）の運動・スポーツへの取り組みが他の世代と比較して低くなっています。

[課 題]

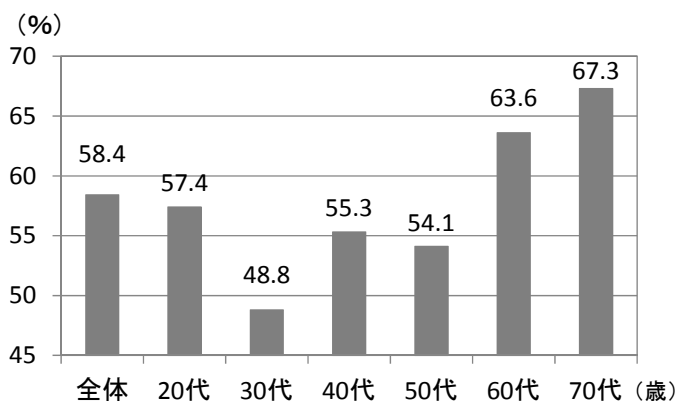
- ・生涯学習の機会・場を提供し、学んだ知識や成果を社会に還元できるように、生涯を通じた学びを支援していく必要があります。
- ・スポーツ実施率の低い子育て世代や働く世代をはじめ、日常生活の中で運動やスポーツに、気軽に楽しむことができるようきっかけをつくっていく必要があります。

●生涯学習を行わなかった理由



出典：生涯学習に関する市民意識調査（平成25年）

●週1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する率



出典：運動・スポーツに関する名古屋市民アンケート調査（平成23年）

めざす姿

市民が生涯にわたって、学びをはじめとしたさまざまな活動に取り組み、その成果を社会に生かし活躍している

施策の展開

1 生涯学習の機会と場づくり

市民の誰もがいつでも自由に学んだり、教えたりすることができるなど、学習の機会と場づくりや情報の提供につとめます。また、多くの市民が本に親しみ、必要な資料や情報を入手しやすくするとともに、市民の学ぶ意欲を支えます。

2 学びを社会に生かす人づくりと人の輪づくり

学んだ知識や成果を生かして活躍できる人材を育成するとともに、活躍できる場につながる交流の機会を提供することにより、市民が社会に貢献して充実した生活を送ることができるよう支援します。

3 スポーツの振興

スポーツなどの楽しさ・意義への気づきを促進し、スポーツに親しむきっかけをつくるとともに、いつでも、誰とでも、気軽に、スポーツなどを楽しむことができるよう機会や場を提供します。また、高度な競技や身近な大会を観戦する機会をつくり興味・関心を高めるほか、地域のスポーツなどを市民自らが支える取り組みをすすめます。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年度	目 標 値 40 年度
1	図書館における市民1人当たりの貸出点数	5.40 点 (24 年度)	5.7 点	5.7 点
2	生涯学習に関する活動をしている市民の割合	34.2% (25 年度)	38%	41%
3	学んだ成果を社会に生かしていると実感している市民の割合	26.9% (25 年度)	30%	32%
4	成人の週 1 回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合	55.1% (25 年度)	60%	65%

関連する個別計画

◆教育振興基本計画 ◆スポーツ推進計画 ◆第2次子ども読書活動推進計画

施策を推進する事業

1 生涯学習の機会と場づくり

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
図書館の運営	21 館ある図書館において、図書資料の貸出、調査相談などの実施や行事・講座・展示の開催などを通じて、多様な資料や情報を入手することができる機会と場を提供	実施	実施 図書館オンラインシステムの更新・機能拡充	教育委員会
子ども読書活動	生涯にわたる読書の習慣を身につけるため、読書が好きな子どもを増やし、本を読まない子どもを減らすよう、家庭や図書館、学校等で読み聞かせなどを実施	実施 「読書フェスティバル」の開催 教育基金を活用した子ども向け図書の充実	実施 学校と図書館との連携を強化し、子どもの読書活動を総合的に推進	教育委員会
図書館の整備	築年数が経過し、施設の老朽化がすすんでいる図書館について、アセットマネジメント推進プランをふまえて順次整備を推進	瑞穂図書館の移転 改築工事	瑞穂図書館の移転・開館 千種・守山図書館の整備検討	教育委員会

2 学びを社会に生かす人づくりと人の輪づくり

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
生涯学習センターの運営	16 館ある生涯学習センターにおいて、講座・講演会等の開催や、生涯学習に関する情報提供などをするとともに、施設を利用する市民の学習活動を支援し、学習の成果を社会に還元する取り組みを実施	各種講座の実施 284 講座 「なごや学マイスター講座」や「なごやか市民教室」などの実施 指定管理者を選定 3 館	各種講座の実施 「なごや学マイスター講座」や「なごやか市民教室」などの実施 指定管理者制度の導入・拡大	教育委員会

女性会館の運営	女性の生涯にわたる学びを支援するための学習機会と場の提供をするとともに、女性学習グループが、学びの成果を地域社会に還元できるよう支援	各種講座・講演会等の実施 14 講座・13 講演会	各種講座・講演会等の実施 指定管理者制度の導入	教育委員会
---------	--	------------------------------	--------------------------------	-------

3 スポーツの振興

事業名	事業概要	現況 (㉕時点の状況)	計画目標 [㉖～㉚の事業量等]	所管局
スポーツ実施機会の提供	トップスポーツチームなどの関係団体と連携・協働し、スポーツ・ライフ月間、市民スポーツ祭等の大会・イベントを実施し、運動・スポーツに親しみ、楽しみ、支える機会を提供	実施	実施	教育委員会
国際競技大会等の誘致・開催	スポーツに親しみ・楽しむ機会や交流機会を提供するため、関係団体と連携・協働し、世界規模のマラソンフェスティバルを開催するとともに、国際競技大会等の誘致につとめ、各種大会に共催・後援などを実施	マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知の開催 バレーのワールドグランドチャンピオンズカップなど各種大会の開催	マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知の開催 国際大会など各種大会の開催	教育委員会
スポーツセンターの運営	地域スポーツの拠点施設であるスポーツセンターの維持管理・運営	実施	実施	教育委員会
スポーツ施設の整備	スポーツ施設の拠点として、活動の場を創出するため、瑞穂公園に体育館を整備	用地取得・臨時駐車場整備	推進	教育委員会

施策13 人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくりま す

現状と課題

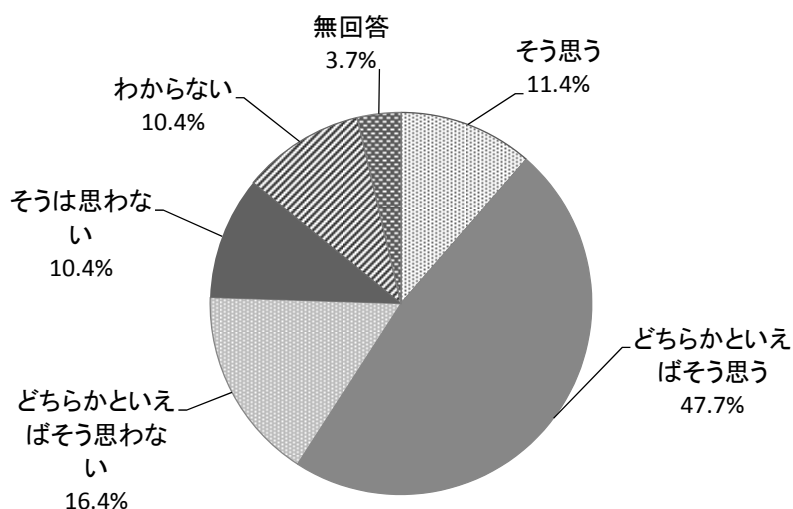
[現 状]

- ・法務省の統計によると、わが国全体では人権侵犯事件は増加傾向にあり、内閣府が平成24年に実施した「人権擁護に関する世論調査」においても、人権侵害が多くなってきたという回答者が34.0%と、少なくなってきたという回答者12.1%を大きく上回っており、全国的に人権問題の増加が懸念されています。
- ・市政アンケート（平成25年11月）によれば、本市ではこの10年間に自分の人権が侵害されたと思うという回答者が22.1%と、差別や偏見による人権問題がなお存在しており、国際化、情報化、少子化・高齢化など、時代の進展にともなって、新たな課題も発生しています。

[課 題]

- ・人権教育・啓発の積極的な推進をはかるとともに、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの問題として人権尊重についての理解と認識を深め、主体的に考えて行動することが重要です。
- ・多様性の社会において市民一人ひとりの人権が尊重され、平和で豊かな地域社会を実現していくためには、市民の参画や協働による人権尊重のまちづくりをすすめることが重要です。

●今の日本が、基本的人権が尊重されている社会だと思うか



出典：市政アンケート（平成25年度）

めざす姿

差別や偏見がなく、一人ひとりの人権が尊重されている

施策の展開

1 人権啓発の推進

市民一人ひとりが、気づきや学びなどを通じて人権尊重の理念や重要性についての認識を深め、日常生活や社会生活等において、人権尊重の意識や行動を確実なものとしていくことができるような効果的な人権啓発を推進していきます。

2 人権教育の推進

学校教育や社会教育などの場において人権教育を実施することにより、差別や偏見をなくし、人権尊重についての理解を深めます。

3 平和に関する啓発の推進

戦争に関する歴史的事実や悲慘さを次世代に伝え、平和を希求する市民意識を醸成するための啓発を推進します。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年度	目 標 値 40 年度
1	基本的人権が尊重されている社会だと思う市民の割合	59.1% (25 年度)	65%	70%
2	なごや人権啓発センターの年間来館者数	-	20,000 人	20,000 人

関連する個別計画

◆新なごや人権施策推進プラン ◆教育振興基本計画

施策を推進する事業

1 人権啓発の推進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
人権啓発活動の推進	人権尊重意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめるため、誰もが、いつでも人権について学べる「なごや人権啓発センター」を運営し、人権尊重の理念を理解・体得するための多様な機会を提供する事業を実施	なごや人権啓発センターの整備 人権啓発活動事業の実施	なごや人権啓発センターの運営 人権啓発活動事業の実施	市民経済局

2 人権教育の推進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
学校教育における人権教育の推進	あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認めあう人間性豊かな児童生徒を育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を全校で実施	実施	実施	教育委員会
社会教育における人権教育の推進	差別意識の解消と人権意識の高揚をめざして、生涯学習センターなどの社会教育施設において、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を得るための講座や講演会などを実施	実施	実施	教育委員会

3 平和に関する啓発の推進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
戦争に関する資料の収集・保存・展示	戦争の悲惨さや戦争に関する歴史的事実を次世代に伝え、平和を希求する市民意識を醸成するため、戦争に関する資料の展示などを実施	戦争に関する資料館調査会の開催 戦争に関する資料の収集・整理・保存 「戦争に関する収蔵資料展」などの実施	戦争に関する資料館調査会の開催 戦争に関する資料の収集・整理・保存 戦争に関する資料の常設展示施設の開設、運営	総務局

施策 1 4 男女平等参画を総合的にすすめます

現状と課題

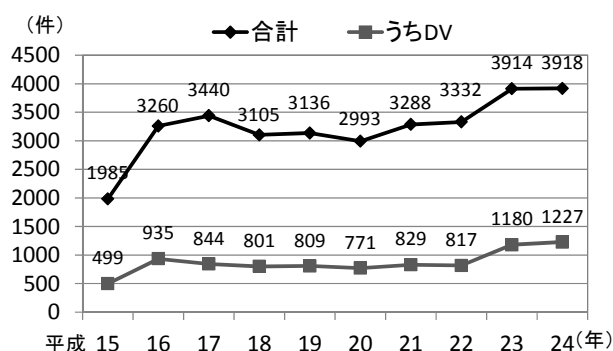
[現 状]

- ・内閣府による男女間における暴力に関する調査では、女性の約3人に1人の割合でDV*の被害経験がみられ、本市における相談件数は年々増加しています。
- ・夫婦共働き世帯数が夫のみ働いている世帯数を上回る中で、夫婦間における家事や子育ての分担は依然として女性に偏っています。
- ・男女の地位の平等感について、本市の7割以上の人が「男性の方が優遇されている」と感じています。
- ・本市において政策・方針決定過程への女性の参画が徐々にすすんでおり、審議会などにおける女性委員の登用率は、平成19年度以降、3割を超えて推移しています。

[課 題]

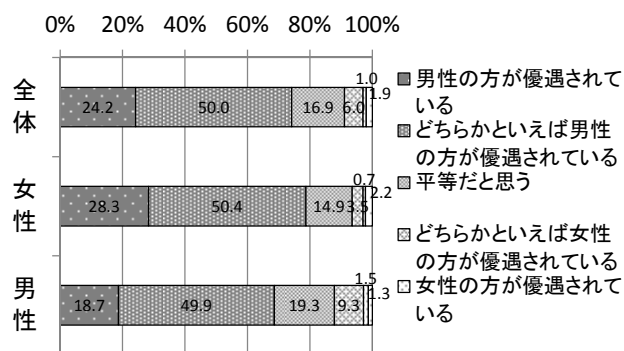
- ・DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DV被害者への支援を行い社会全体で防止していくための取り組みが求められています。
- ・職場や地域、家庭などにおいて、女性と男性が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に参加し、相互に協力して取り組みをすすめていく必要があります。
- ・市民の誰もが性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が重要です。

●男女平等参画推進センターにおける相談件数



出典：名古屋市中心部

●男女の地位の平等感



出典：市民アンケート（平成 25 年度）

DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者（女性・男性を問わない。事実婚や元配偶者、生活の本拠をとるに交際相手も含む。）からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。

めざす姿

女性と男性が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮している

施策の展開

1 男女の人権の尊重

重大な人権侵害であるDVなどあらゆる暴力やセクシュアルハラスメントの根絶に向け、予防啓発や被害者支援などの取り組みを推進します。また、性別による人権侵害をなくするため、男女双方の性や多様な生き方について理解の促進をはかります。

2 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革

性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、啓発・相談を実施するとともに、男女平等参画への理解を深めるため、さまざまな機会を通じて男女平等教育を推進します。

3 あらゆる分野における女性の活躍推進

雇用などをはじめ、地域や家庭における男女の自立と平等参画をすすめ、女性があらゆる分野において能力を発揮し、活躍できるよう支援します。また、さまざまな場面での方針決定過程に男女双方の声が対等に反映されるよう女性も平等に参画できる社会の実現をめざします。

成果指標

	指 標	現 状 値	目 標 値 30 年 度	目 標 値 40 年 度
1	DV を人権侵害と認識する人の割合	84.7% (25 年度)	90%	95%
2	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	57.2% (25 年度)	100%	100%
3	市の審議会等への女性委員の登用率	35.4% (25 年度)	40%以上 60%以下	40%以上 60%以下

関連する個別計画

◆男女平等参画基本計画2015 ◆配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）

施策を推進する事業

1 男女の人権の尊重

事業名	事業概要	現況 (㉔時点の状況)	計画目標 〔㉔～㉔の事業量等〕	所管局
女性のための総合相談	家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題について、相談者が主体的に解決できるよう、相談の過程で見えてくる課題を把握し、それをふまえながら女性の人権を守る立場から、さまざまな相談に対応	個別相談の実施 グループプログラムの実施 セミナーの開催	個別相談の実施 グループプログラムの実施 セミナーの開催	総務局
配偶者からの暴力被害者の支援	配偶者暴力相談支援センターなどにおいて、配偶者からの暴力被害者の安心と安全に配慮し、関係機関と連携して切れ目のない支援を実施	実施	実施	子ども青少年局

2 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革

事業名	事業概要	現況 (㉔時点の状況)	計画目標 〔㉔～㉔の事業量等〕	所管局
男女平等参画の意識啓発の推進	男女平等参画について、性別や年齢に関わらず幅広い市民に対して理解の定着をはかるため、あらゆる機会を通じて男女平等参画に向けた啓発や教育・学習を推進	講座、セミナーの開催 若年層向け男女平等ハンドブック配布	講座、セミナーの開催 若年層向け男女平等ハンドブック配布	総務局
男女平等参画推進センターの運営	施策の推進および市民・団体などの取り組みを支援するための拠点施設として、実践的な講座や研修、市民参加型の交流事業を開催するとともに、男女平等参画に関する情報提供を実施	実施	実施	総務局

3 あらゆる分野における女性の活躍推進

事業名	事業概要	現況 (②⑤時点の状況)	計画目標 〔②⑥～③①の事業量等〕	所管局
審議会等における女性委員の登用促進	市政における方針決定過程への女性の参画を拡大するため、本市の審議会などにおける女性委員の登用を促進	促進 登用率 35.4%	促進 登用率 40%以上 60%以下	総務局
女性の活躍推進 企業の認定・表彰制度	企業における女性の活躍を支援するために、女性がいきいきと活躍できるような取り組みをしている企業を認定・表彰するとともに、認定・表彰企業の取り組みについて、ウェブサイトや市主催の就職セミナーなどで広く PR を実施	実施 認定企業数 43 社	実施	総務局